

伊集院中学校 危機管理マニュアル(手引き)



日置市立伊集院中学校

(令和7年4月版)

AED保管場所

校舎に向かって右側
職員玄関入口に設置

目 次

第1部 学校における危機管理体制の確立

1	危機管理の目的	1
2	危機管理のプロセス	1
3	管理職（校長）の心構え	2
4	緊急事態の発生に備えた体制づくり	2
5	危機管理マニュアルの作成上の留意点	3
6	緊急事態発生時の緊急対応	4
7	夜間及び休業日等に災害が発生した場合の対応	6

第2部 事項別危機管理の要点

第1章 自然災害

I	地震災害の発生	8
II	風水害の発生	10
III	火災の発生	12

第2章 事故被害

I	不審者の侵入	14
II	登下校時における不審者による事案	16
III	授業中の事故（理科の実験中）	18
IV	授業中の事故（水泳）	20
V	運動部活動中の事故	22
VI	交通事故	24

第3章 健康被害

I	感染症の発生	26
II	給食による食中毒	28
III	給食の異物混入	30
IV	飲料水の汚染	32
V	アナフィラキシー発症時の対応（文科省 学校危機管理マニュアル作成の手引きより）	34
VI	伊集院中学校熱中症対策の指針（マニュアル）	35
VII	心停止の救命措置対応（日本スポーツ振興センターパンフより）	44

第3部 いじめ・不登校生徒への対応

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | いじめ問題行動等対策の組織 | 4 5 |
| 2 | いじめ等問題行動への対策マニュアル | 4 6 |
| 3 | 不登校生徒への対応について | 4 9 |

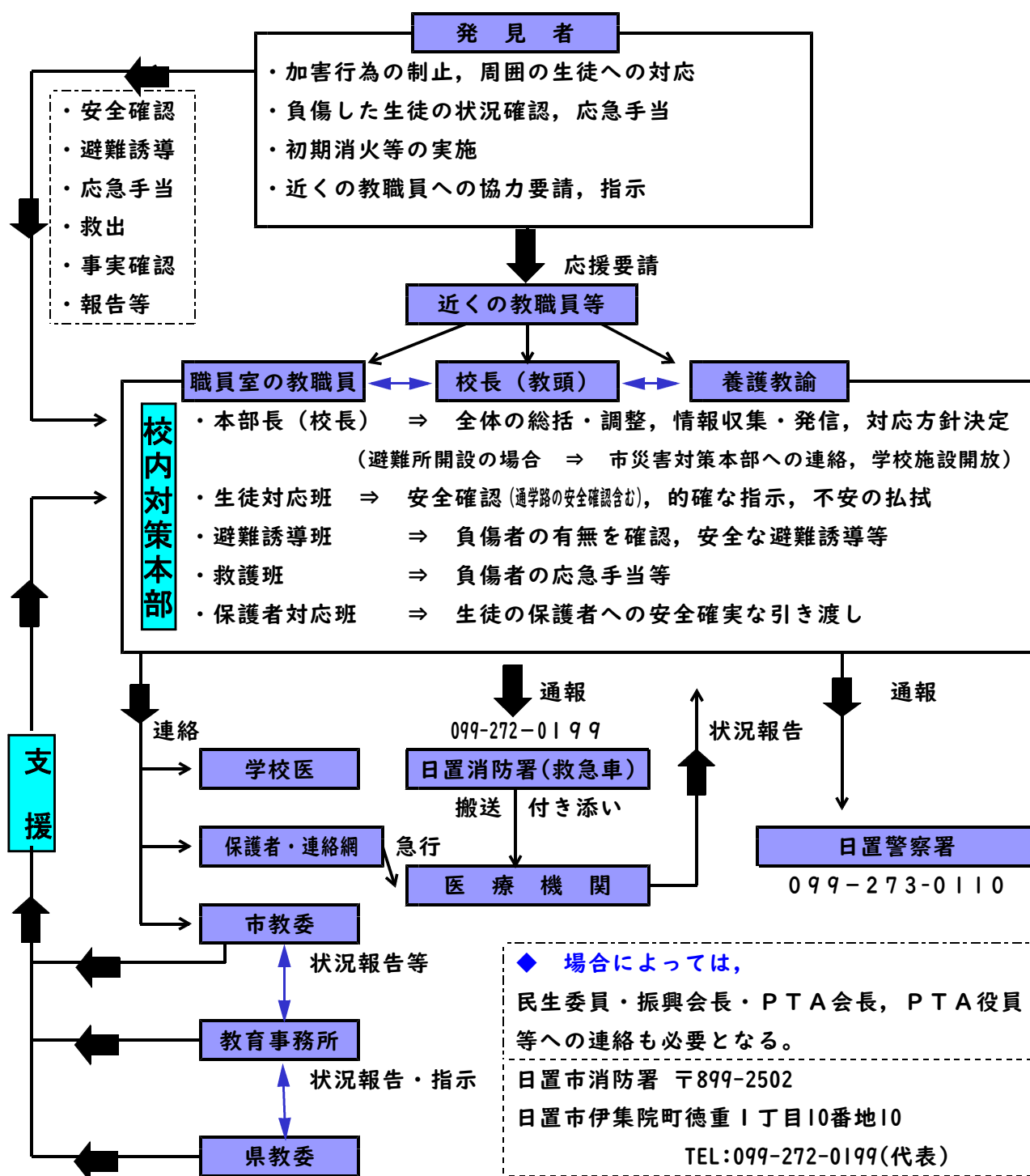
第4部 その他各種マニュアルの要点

- | | | |
|---|-------------------------|-----|
| 1 | 日置市教育情報セキュリティポリシー | 5 2 |
| 2 | 原子力防災マニュアル | 5 8 |
| 3 | 食物アレルギー緊急時対応マニュアル | 6 9 |
| 4 | Jアラート対応マニュアル | 7 7 |
| 5 | 安全マップ | 7 8 |

1 学校における危機管理体制の確立

学校における緊急事態発生時救急・緊急連絡体制

緊急事態発生



1 危機管理の目的

- (1) 生徒の生命や身体を守り，安全を確保すること
- (2) 生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- (3) 生徒の心理的動揺を防ぎ，学校を安定した状態にすること

2 危機管理のプロセス

- (1) 危機の予知・回避
- (2) 未然防止に向けた取組
- (3) 緊急事態発生時の対応
- (4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

(1) 緊急事態の予知・回避

ア 過去の事例研究・分析

過去に発生した事例から，その緊急事態発生の原因や経過等を分析・精査することにより，発生の前兆等を明らかにし，その緊急事態の予知・回避に努める。

イ 情報の収集

生徒・保護者・地域住民等からの情報収集等により，緊急事態を予知・回避し，問題の早期発見に努める。

(2) 未然防止に向けた取組

ア 防災・管理体制の確立（ひと・もの・組織・情報）

想定される災害に対処する計画策定及び施設・設備に関する定期点検等により，防災・管理体制を確立する。

イ 避難訓練等の実施

日ごろから，生徒に対して，緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに，様々な場面を想定した避難訓練を実施する。

ウ 教職員の研修

災害発生時等において，生徒に的確な指示や迅速な避難誘導ができるよう研修・訓練を実施する。

エ 生徒・保護者への啓発

一人一人の生徒への継続的な啓発と併せ，保護者に対する周知と啓発を行う。

オ 地域とのパートナーシップ

生徒の安全確保や学校の防犯・防災体制確立のためには，地域の住民や関係機関等とのパートナーシップが重要であり，日ごろからPTAや自治会等と十分に連携し，地域の協力を得ながら災害等の未然防止に努める。

(3) 緊急事態発生時の対応

ア 安全確保

緊急事態が発生した場合，人命尊重を第一に考え，生徒及び教職員の生命や身体の安全

イ 連絡体制

ウ 对外窓口

(4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

イ 改善

◆ 校外活動時の危機管理体制の整備

① 引率教職員と学校との連絡方法の明確化

- ・ 引率教職員への連絡方法（携帯電話、メール等）及び活動場所や時間を職員室内の黒板等に記載するなどの方法で、連絡が確実にとれる体制を整える。
- ・ 引率教職員は、何事がなくとも学校へ定時連絡を行い、活動状況を報告する。

② 校外活動開始の際の生徒への指導

- ・ 複数人で行動することを原則とし、緊急時の連絡先、集合場所を周知しておく。
- ・ 危機的状況に遭遇した場合、大声で助けを求めるなど、具体的な指示を行う。
- ・ 宿泊を伴う活動の場合、宿泊施設における避難経路の確認、避難後の集合場所、人員確認の方法等を明確にしておく。

5 危機管理マニュアルの作成上の留意点

(1) 最悪の状況を想定すること

ア 過去に発生した事例を教訓として、緊急事態発生時の指示や連絡方法、被害状況の把握及び救命措置、警察・消防等や地域との連携等、各学校の実態に合わせた想定を行う。

イ マニュアルを作成すべき緊急事態とは、次に掲げる事態等をいう。

(ア) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害

【災害対策基本法第2条第1項】

「災害」 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(イ) 上記以外で、生徒等の生命、身体に重大な被害が生じる事態

(ウ) その他、学校の運営に重大な支障が生じる事態

(2) 必要な対応、手順を明示すること

ア 手順や役割分担を明示して、対応に習熟する必要がある。特に、混乱した状況の中では、生徒がとるべき行動を明確に指示することが重要となるため、管理職等への情報連絡経路及び伝達方法を明確にし、管理職不在時の対応も予め定め、教職員に周知しておく。

イ 状況によって、対応順序が変化したり、教職員の臨機応変な対応が求められたりするので、マニュアルが絶対的なものでないということを理解しておく。

(3) 関係機関等の連絡先や必要物品の所在を明示すること

ア 一刻をあらそう災害等を想定し、警察・消防・医療機関等の緊急連絡先一覧を各所に備えたり掲示するなど、関係機関へ速やかに連絡がとれるよう準備をしておく。生徒や保護者等への連絡（非常時の連絡手段として携帯電話は有効であり、プライバシーに十分配慮のうえ、携帯電話番号を把握しておくことが望ましい。）にあっては同様である。

イ 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(4) 関係機関等からの助言を得ること

ア 警察・消防・学校医等の専門的な立場からの意見を取り入れながらマニュアル作成を行うことが、関係機関等との連携を深めることに通じ、より実効性のあるマニュアルづくりが可能となる。

(5) 関係諸機関等との連携を図ること

ア 作成したマニュアルを関係諸機関に配布し、緊急事態発生時の対応について共通認識を図り、連携した対応をとることが必要である。

(6) 訓練や研修を実施すること

- ア 作成されたマニュアルにより，教職員が共通理解のもとに素早い対応がとれるよう，マニュアルに基づき訓練や研修を実施するとともに，その都度，見直しを行う必要がある。

6 緊急事態発生時の緊急対応

(1) 緊急事態の発見者及び教職員等の取るべき措置

ア 生徒の安全確保及び校内での連絡

- ・ 他の教職員への連絡と連携
- ・ 生徒の避難誘導（避難場所の確保，誘導方法等の明確な指示）
- ・ 負傷した生徒がある場合の応急措置体制（応急手当，負傷状況の把握，人数，氏名の確認等）
- ・ 警察・消防への連絡（負傷の状況，人数，場所の正確な連絡等）

イ 関係者，関係機関等への連絡

- ・ 災害に遭遇した生徒の保護者への連絡（事故等の概要説明，負傷等の状況，搬送先等）
- ・ 教育委員会への連絡（事故等の概要説明，今後の対応等の指示を受ける。）
- ・ P T A 役員，地域の役員，学校医等への連絡（事故等の概要説明，今後の対応等への協力依頼等）

(2) 緊急事態発生後の組織的対応

ア 管理職のリーダーシップ

- ・ 的確な状況判断に基づき，教職員や生徒等に明確な指示を行う。
- ・ 教職員からの報告・連絡が円滑に行えるよう，管理職は常に所在を明らかにしておく。

イ 校内における対策本部体制による統一した対応

- ・ 対策本部での決定事項を速やかにすべての教職員に指示・伝達し，学校全体で統一した対応できる体制をつくる。
- ・ 混乱した状況では，教職員の臨機応変な対応が必要となるが，個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は，必ず事後報告するなど，「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

ウ 正確な情報収集及び情報の共有化

- ・ できるだけ多方面から収集した情報を，対策本部においてとりまとめ，教職員とその情報の共有化を図る。

エ 生徒への対応

- ・ 状態の把握，健康観察，健康相談，心のケア，保護者への引き渡し等に留意する。

オ 報道機関への対応

- ・ 取材要請があった場合は，管理職が窓口となり対応を一本化する。
- ・ 教育委員会や関係機関等と連携を図りながら対応する。

(3) 正確かつ詳細な記録の整理と保存

ア 事故，事件等の概要

- ・ 発生日時，関係生徒名，事故等の内容，被害状況等

イ 学校からの連絡及び対応状況

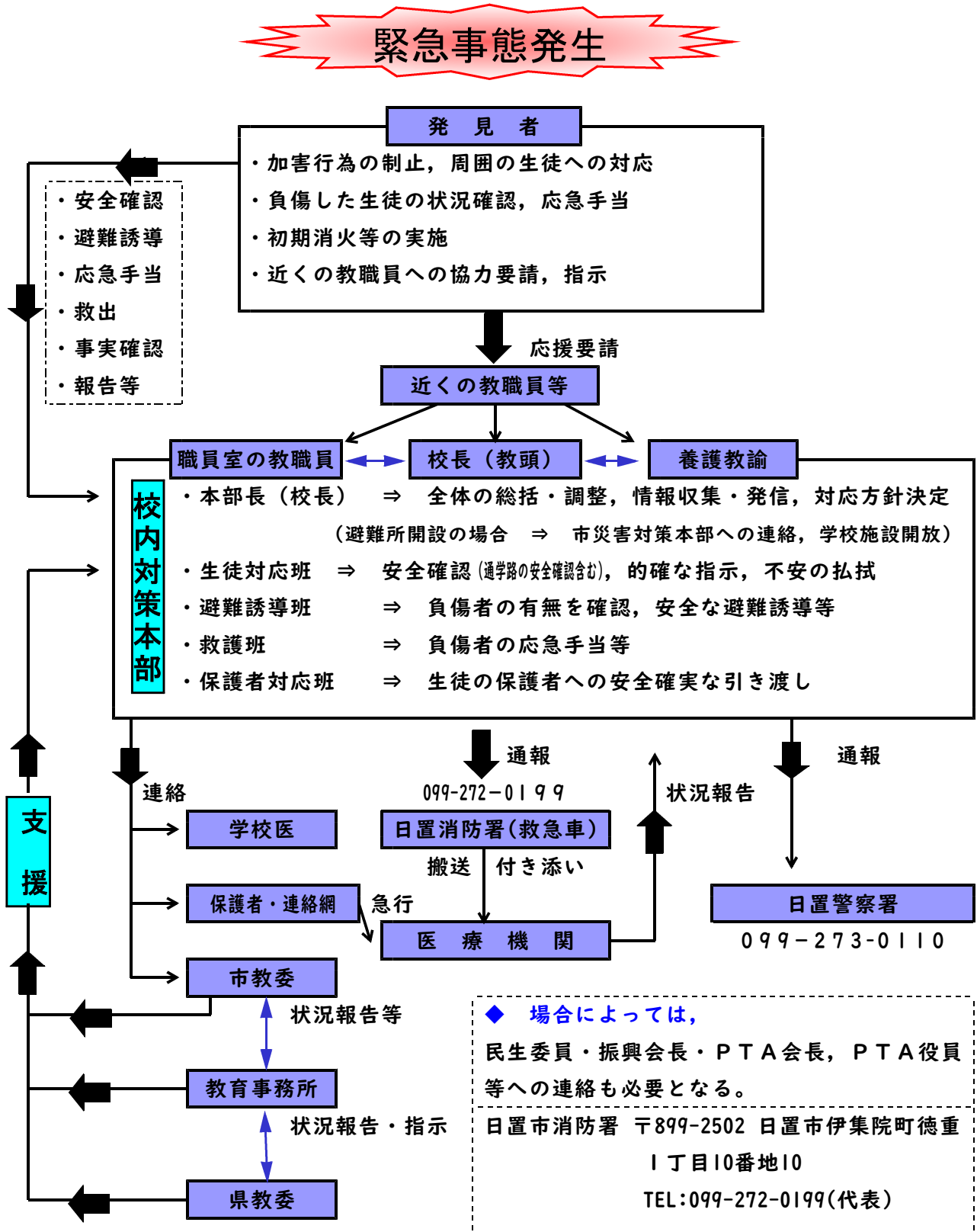
- ・ 生徒及び保護者，教職員，P T A 等（時系列で作成）

ウ 警察・消防等の関係機関との連携状況

エ 報道機関への対応状況

- ・ 報道機関名，学校の対応者，説明内容等

(4) 学校における緊急事態発生時救急・緊急連絡体制



7 夜間及び休業日等に災害が発生した場合の対応

(1) 連絡の順序と内容

- | |
|---|
| ① 学校（校長，教頭等）・・・生徒・職員及びその家族の安否を確認（連絡網等）
校長・・・・・・・・・・学校及び周辺の施設設備等の被災状況を把握し，登校可能かどうか判断する。
教頭・・・・・・・・・・他職員と連絡を取り被害状況等の情報把握を実施 |
|---|

※ 災害が発生した場合は，原則として全職員が学校に集まり，生徒・職員及びその家族の安否を確認し，施設設備等の被災状況を把握するとともに，二次災害防止措置に当たる。

（学校，校長，教頭へ連絡が取れない場合） （職員及び生徒，保護者からの連絡）

- | |
|---|
| ② 他の職員への連絡。（※連絡を受けた職員は，校長，教頭へ連絡を必ず取る。） |
| ③ 日置市教育委員会（学校教育課）への連絡。 099-248-9431 |
| ④ 警察・消防への連絡。（日置警察署）273-0110
（日置市消防署）272-0199 |

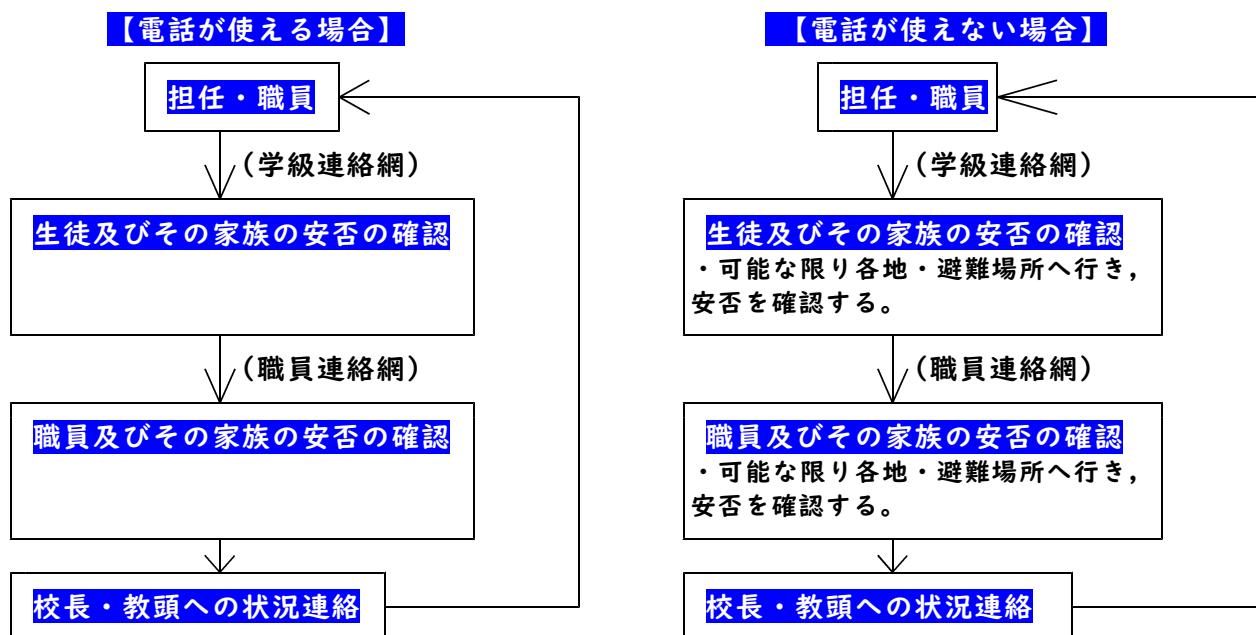
(2) 学校での対応

※ 校長及び教頭が学校に来ることができない場合は，学校近くに住む職員あるいは，学校に来ることができる職員が校長及び教頭の代役として次の順序で対応する。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 諸機関へ連絡をとる。 | — 教育委員会
— 災害対策本部
— 警察・消防 |
|--------------|--------------------------------|

- | |
|-------------------------|
| ② 生徒・職員及び，その家族の安否を確認する。 |
|-------------------------|

- ・生存者の確認
- ・不明者の搜索
- ・可能な範囲での消火活動



③ 学校救難本部を設置し，被災状況を把握し，復興をめざす。

・本部を校長室に置く

※ 絶えず，校長・教頭へ報告・連絡・相談する。

- ☐ 被災生徒・職員の正確な書類を作成する。
- ☐ 学校の施設・設備等の破損状況を把握する。
- ☐ 携帯ラジオ・テレビ・インターネット等を活用して情報を収集する。
- ☐ 学校の保存文書・重要書類・備品等を確認する。
- ☐ 生徒・職員の現住所録を作成する。
- ☐ 職員動静表を作成する。
- ☐ 教育委員会へ生徒・職員及びその家族，学校の状況等について報告，連絡，相談する。
- ☐ 避難所設置へ全面的に協力する。
 - ・ 体育館，教室，運動場を開放する。
 - ・ 保健室を医療活動場所として開放する。
 - ・ 必要な備品を貸し出す。
- ☐ 警察・消防・保健所・民生委員・振興会長・PTA会長，PTA役員等と綿密に連絡をとりあう。
- ☐ 可能な範囲内で，校内の危険物の撤去，校舎内外の環境整備，避難住民に対するボランティア活動を行う。
- ☐ 校区内の被災状況を確認する。
 - ・ 家屋，建物の状況
 - ・ 道路の状況
 - ・ 河川の状況
 - ・ 電柱，電線の状況
 - ・ 水道の状況

2 事項別危機管理の要点

第1章 自然災害

I 地震災害の発生

伊集院中学校で、授業中に大きな地震があり、強い揺れとともに教室の窓ガラスが割れ、そのガラスの破片でけが人が発生した。

1 事例の分析と課題

- (1) 今後の地震状況について情報収集を行い、生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- (2) 突然の地震により、生徒が精神的に動揺していることが考えられるので、安全に避難を行うため、生徒を落ち着かせる対応が必要である。
- (3) 生徒の発達段階、地域や学校の実態、災害発生事例等を踏まえて学校防災計画を作成し、防災対策組織を確立しておくことが大切である。

2 被害を最小限に防ぐポイント

(1) 防災体制の確立

- ・ 日ごろから、教職員の危機管理意識を高めるとともに、マニュアル等に基づき防災体制を確立しておく。

(2) 管理・運営体制の確立

- ・ 施設、設備等の管理体制及び学校施設の避難所としての運営体制を確立しておく。
- ・ ラジオ、防災無線等の点検を行う。
- ・ 校舎の耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難基準、避難方法を定めておく。
- ・ 転倒や落下の可能性のある物の除去等、平素から避難経路の安全確保に努める。

(3) 実践的な避難訓練の実施

- ・ 生徒が地震発生時にも落ち着いた行動ができるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災避難訓練を実施する。

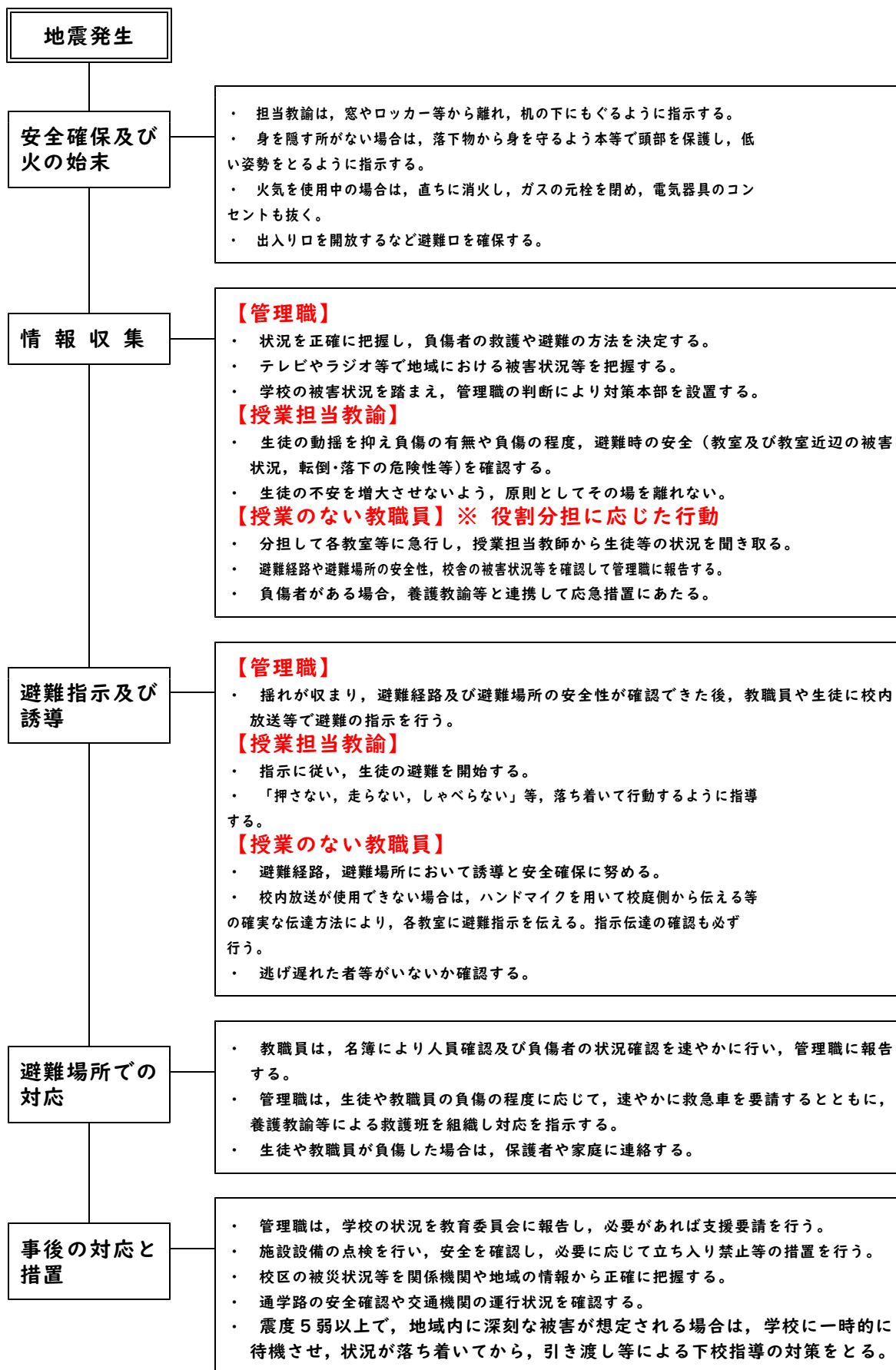
(4) 教職員の訓練の実施

- ・ 生徒に対し「机の下にもぐれ」、「本を頭にのせろ」、「姿勢を低くしろ」等、その場に応じた的確な指示が、地震発生と同時にできるように訓練しておく。

【地震発生時の避難指示の対応】

- ① 震度4以下 → 校内の施設設備の被害状況を確認する。
(校内アナウンス)「生徒の皆さんにお知らせいたします。ただいま大規模な地震が発生しました。現在先生方が被害の状況を確認中です。そのまましばらく待機してください。」「先生方は、被害状況を確認してください。」
- ② 震度5弱以上 → 避難放送、誘導

3 緊急対応のポイント



Ⅱ 風水害の発生

伊集院中学校が所在する地域では、午後から台風の影響で風雨が強まり予期せぬ集中豪雨となった。校区を通る県道の一部が冠水し、通行止となったとの連絡が市役所からあった。

Ⅰ 事例の分析と課題

- (1) 今後の気象状況について情報収集を行い、生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- (2) 冠水や土砂崩等の被災箇所を確認し、生徒の通学経路の安全状況を把握することが求められる。
- (3) スクールバスや公共交通機関の運行状況の把握が必要となる。
- (4) 生徒が登校前であれば、休校や始業開始を遅らす等の措置も必要である。

2 被害を最小限に防ぐポイント

(1) 情報収集手段の整備，点検

- ・ ラジオ，テレビ，電話，ファクシミリ及び防災無線等の整備，点検・学校連絡網，関係諸機関及び保護者等の連絡先一覧の作成，点検・情報収集のためPTA役員や区長等との情報連絡体制を整えておく。

(2) 校区内における危険箇所の把握及び周知

- ・ 関係機関への照会等により，校区内の危険箇所（土石流危険渓流等）を把握し，生徒，保護者及び教職員に周知しておく。

(3) 生徒の通学路の確認

- ・ 家庭訪問，生徒カード等を活用して，生徒の通学路を確認しておく。

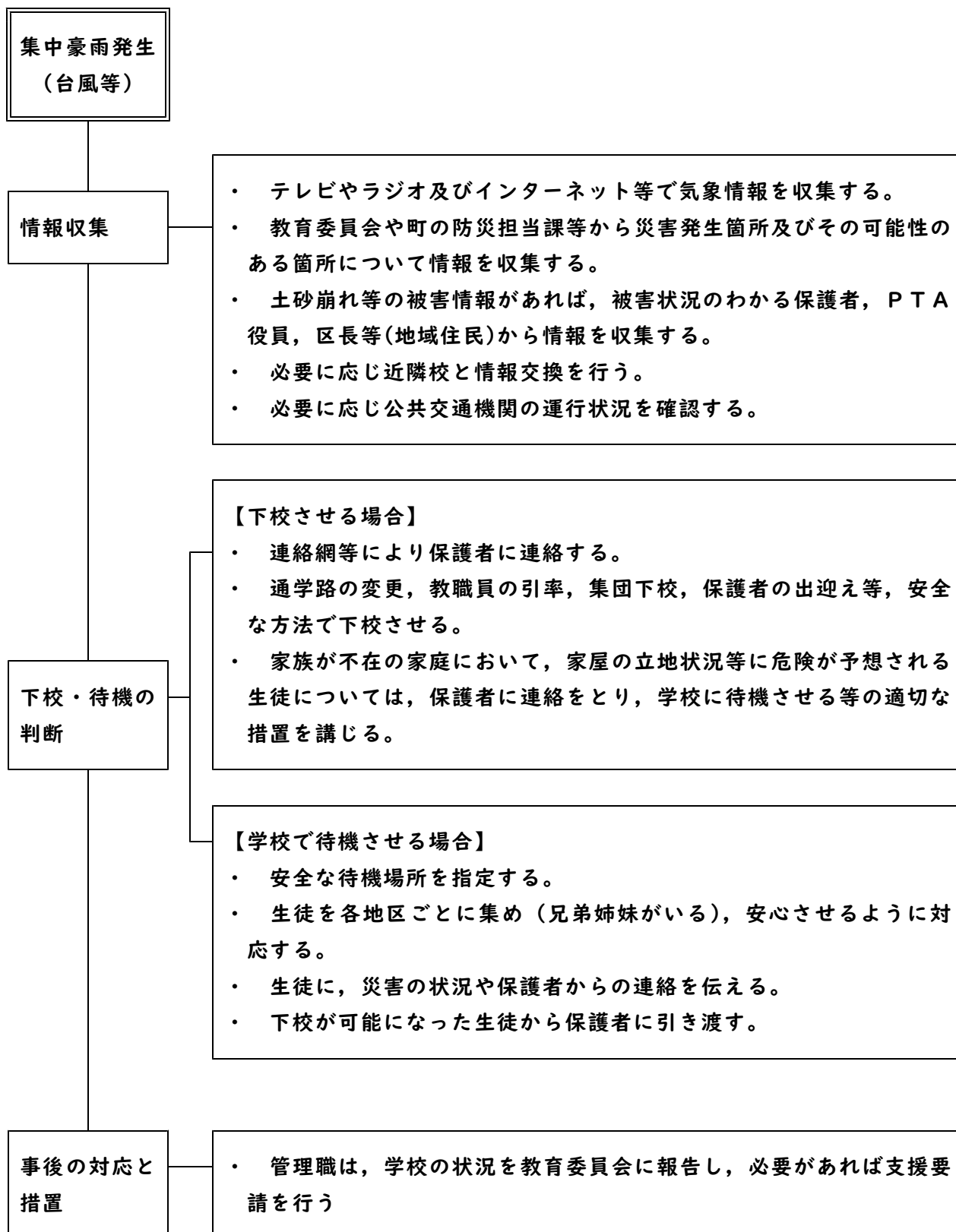
(4) 生徒の引き渡し訓練

- ・ 災害発生時の生徒の引き渡し方法について，年度始め等に保護者に説明を行う。
- ・ 授業参観後など，保護者が学校に集まった機会に，生徒の引き渡し訓練を実施する。

(5) 下校措置を判断する際の留意点

- ・ 管理職は，気象情報や土砂崩れ等の有無について，関係機関に確認を行い，併せて地域住民等からも情報等を入手して通学路の安全状況を把握する。
- ・ 必要に応じ隣接校や教育委員会と情報交換を行い，生徒を下校させるか待機させるかを総合的に判断する。
- ・ 校区外生徒においては，公共交通機関を利用し遠距離から通学する生徒もいるため，迅速な判断が必要になる。

3 緊急対応のポイント



Ⅲ 火災の発生

伊集院中学校で、授業中に特別教室から火災が発生した。

Ⅰ 事例の分析と課題

- (1) 生徒及び教職員の安全確保を最優先とする。
- (2) 速やかに消防署に通報するとともに、状況に応じて初期消火にあたり、負傷者の応急処置や避難誘導等の迅速な対応が求められる。

2 未然防止のポイント

(1) 防火体制の確立

- ・ 日ごろから、火元責任者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行い、消火器の所在やその使い方を熟知しておく。
- ・ 避難経路の指示、約束事の掲示、出入り口の安全確保を行う。
- ・ 通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるよう防火体制を確立する。
- ・ 学校付近からの出火に際しても、生徒を安全に避難させ、速やかに防火体制をとる。

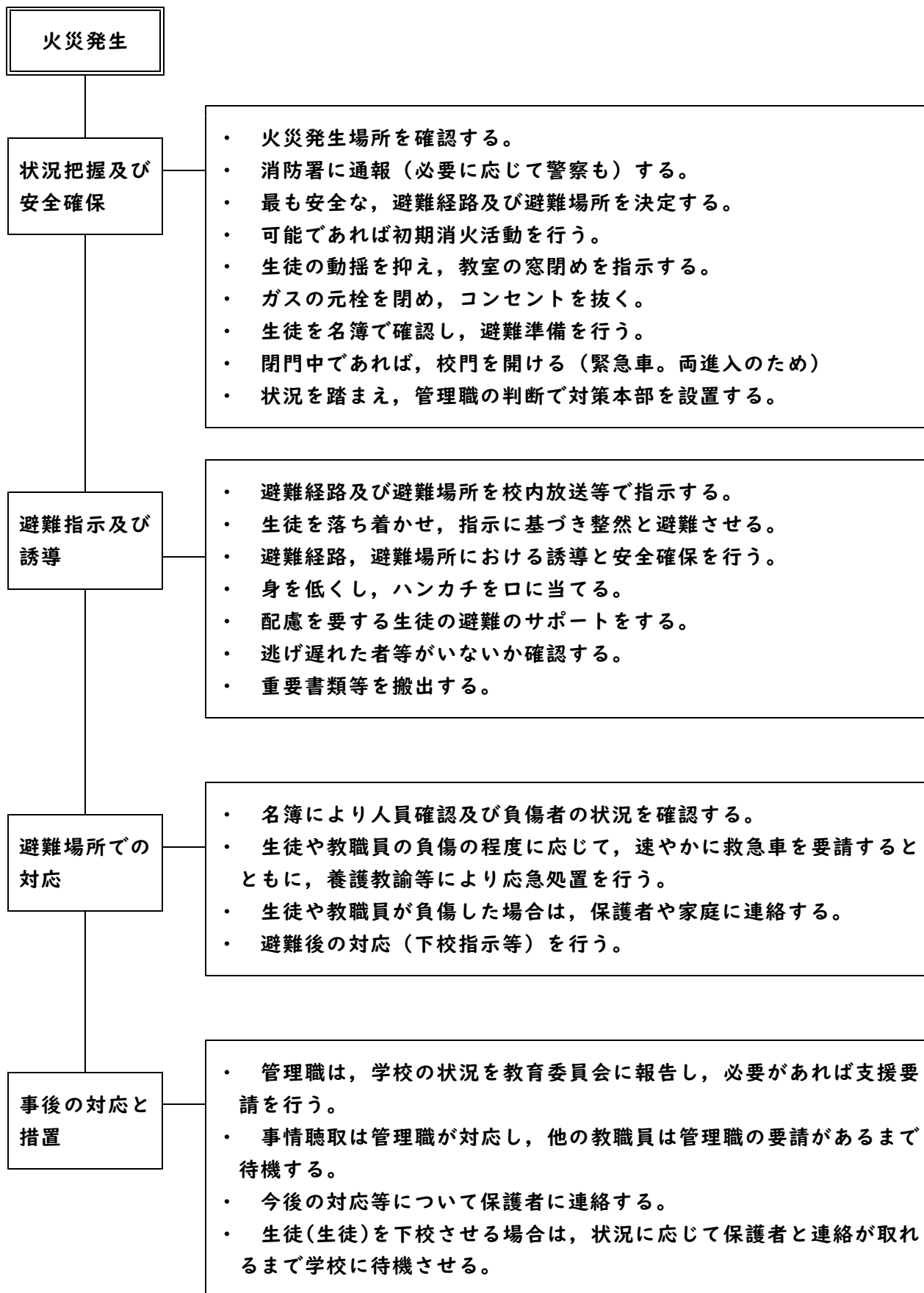
(2) 実践的な避難訓練の実施

- ・ 多様な時間帯、多様な出火場所を想定した避難訓練を実施する。
- ・ 負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。

(3) 判断の方法

- ・ 緊急時に、管理職の判断が得られない場合の対応についても検討しておく。

3 緊急対応のポイント



第2章 事故被害

I 不審者の侵入

伊集院中学校での休み時間に突然、2年生の教室で大声がし、泣きながら生徒たちが教室を飛び出してきた。何事かと思い担任が教室にかけつけると、見知らぬ男がバットを持ち、大声をあげていた。

I 事例の分析と課題

- (1) 生徒の安全確保を最優先とするとともに、教職員の受傷防止に配慮する。
- (2) 速やかに警察、消防署に通報するとともに、状況に応じて負傷者への応急処置など適切な処置が求められる。

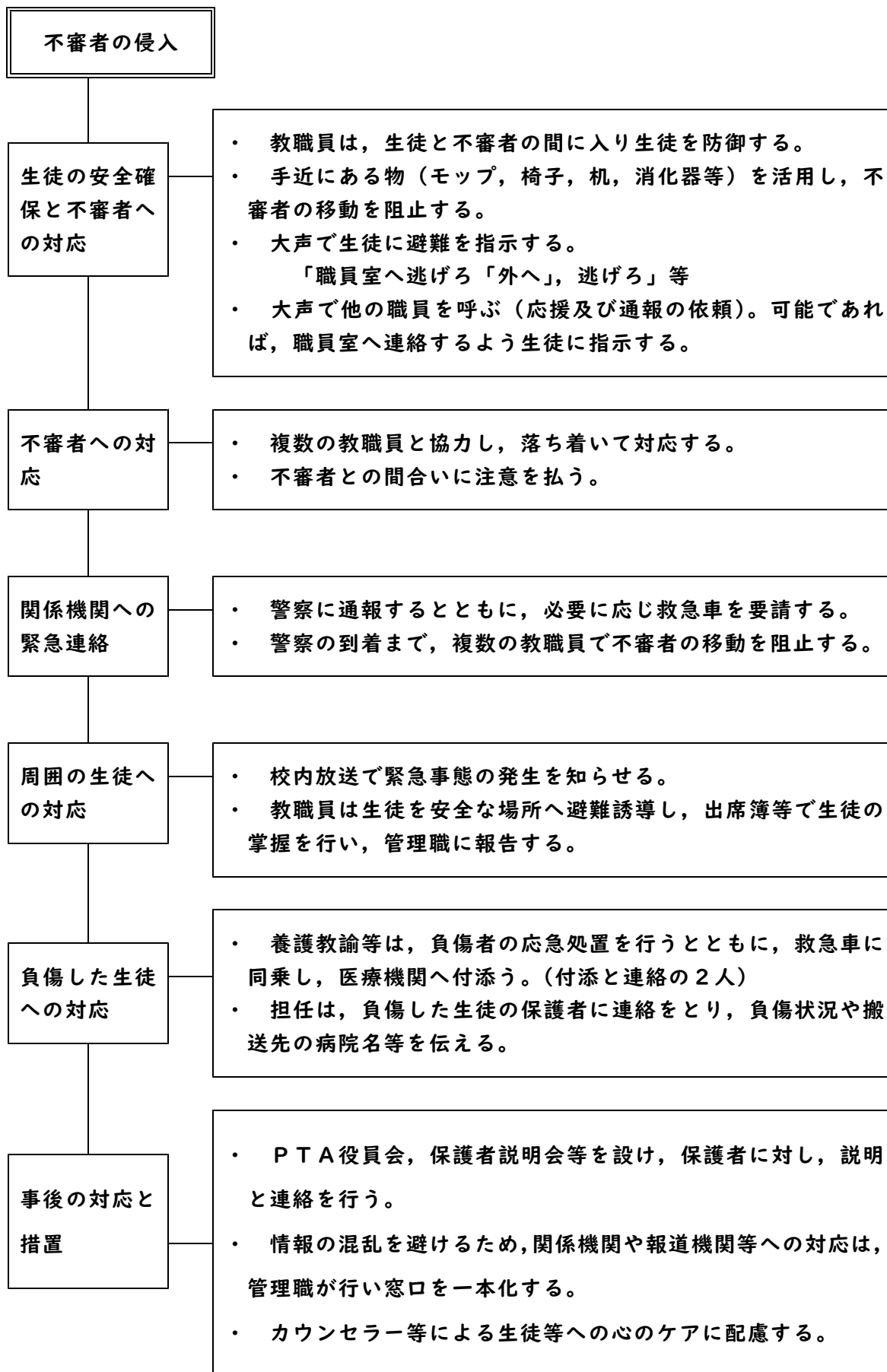
2 未然防止のポイント

- (1) 防災体制の確立
 - ・ 日ごろから教職員の危機管理意識を高めるとともに、学校の状況に応じたマニュアルに基づき、不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施しておく。併せて、不審者を隔離するための具体的な対応の仕方や警察、消防署への通報を取り入れた訓練を定期的の実施する。
 - ・ 生徒についても、多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
 - ・ 生徒に対する安全教育を計画的に実施し、被害に遭わないための行動の在り方、被害が発生した場合またその恐れがある場合の行動の仕方について指導する。
- (2) 不審者の侵入防止体制の整備
 - ・ 出入り口を限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。
 - ・ 校内への受付を設置し、来校者をチェックする。（玄関付近に案内板を設置し、受付まで順路を明示しておく。）
 - ・ 校地、校舎内外を定期的に巡視し、外部からの不審者がいないか確認する。
- (3) 警察等の関係機関や家庭・地域社会との連携
 - ・ 警察等の関係機関、保護者や地域社会等から不審者の情報が得られるように日ごろから連携の強化を図る。
 - ・ 学校周辺のパトロール強化など、警察等の関係機関の協力を依頼する。

【参考】

- ◆ 「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成14年12月文部科学省）

3 緊急対応のポイント



Ⅱ 登下校中における不審者による事案

下校中の生徒が、「お父さんが事故に遭った。一緒に行こう」といって見知らぬ者から腕をつかまれ、車に無理矢理乗せられそうになったが、「いかのおすし」を思い出し、大声を上げたところ、不審者は走り去った。

Ⅰ 事例の分析と課題

- (1) 下校中の事案であり、学校側の迅速な対応が求められる。
- (2) 事案に遭った生徒はもちろん、事案を知ったその他の生徒も動揺は大きい。心を落ち着かせるための対応（心のケア）が求められる。

2 未然防止のポイント

(1) 不審者との遭遇を想定した生徒への指導

- ・ 学校は、生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じた事前指導を実施する。
- ・ 学級活動や学校行事及び関連教科等を中心に、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な不審者への対策の充実を図る。

※ 生徒に対し、日ごろから以下のような指導を徹底しておくこと。

- 登下校等はできるだけ複数で、人通りの多い所を通行すること。
- 誘拐やわいせつ行為などの手口には様々なものがあること。（例えば「手伝ってほしい」と言って近づく等）
- 不審者に遭遇したら、「いかのおすし」を思い出し、自分が危険であることを大声を出し（防犯ブザーの使用）絶対に付いていかないこと。
- できるだけ早く近くの人に伝えること。
- 「子ども110番の家」が近くにある場合は、すぐに逃げ込むこと。あるいは、商店など、大人が常駐している場所へ逃げ込むこと。
- 近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向に逃げること。
- 安全な場所まで逃げたら、保護者、警察署、学校へ連絡・通報すること。近くに大人がいれば事情を話し、協力を求めること。
- 余裕があれば、不審者の特徴や、不審者が自動車等に乗っていればそのナンバー等を記憶、記録しておくこと。

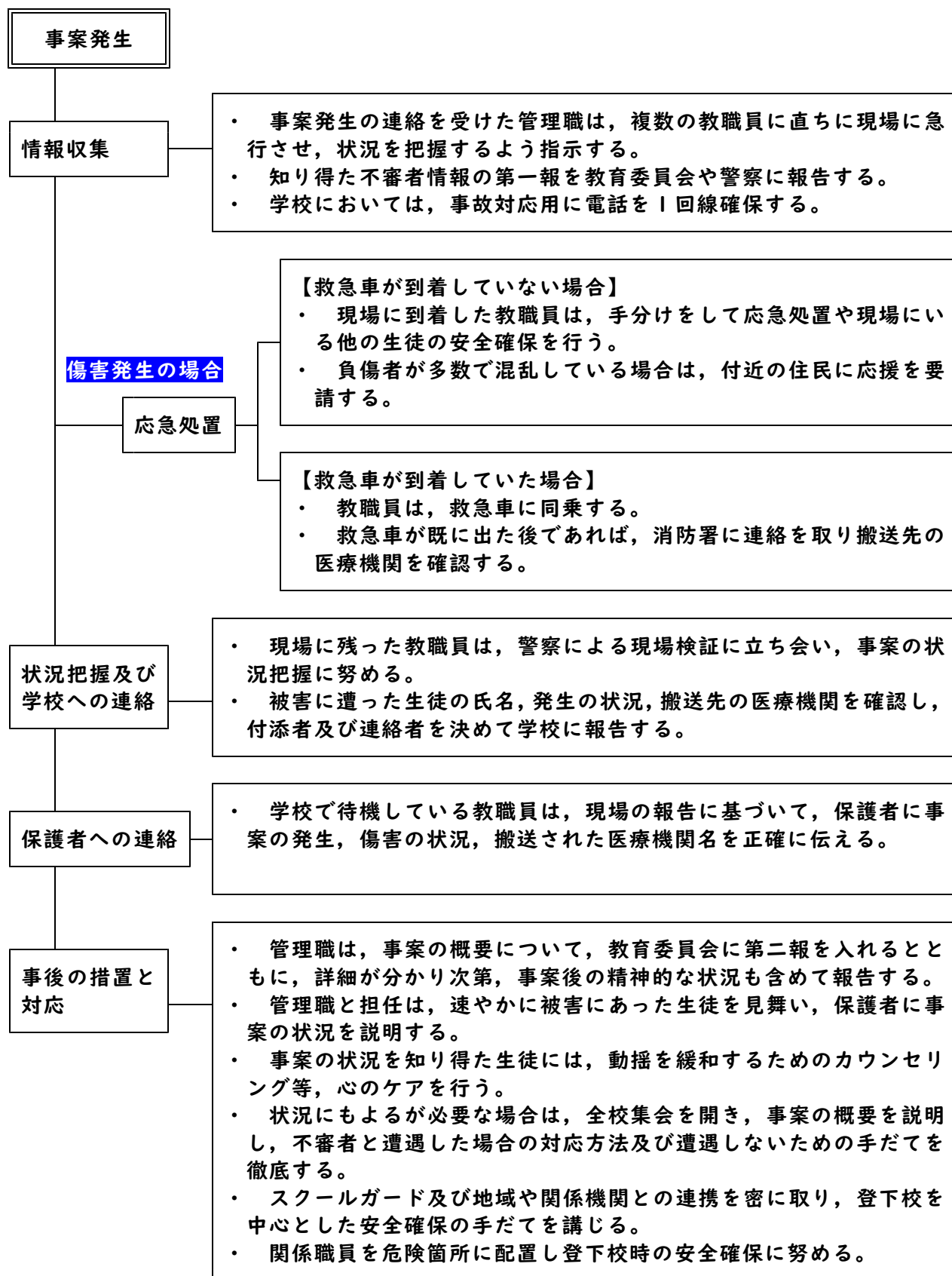
(2) 通学路の点検・校区内における危険箇所の確認と指導

- ・ 学校は、生徒の目線でPTAや地域等と協力して定期的に通学路の点検を実施し、危険な箇所の把握に努める。
- ・ 危険箇所を把握（見通しの悪い道路、公園、きちんと清掃されていない道路等）したら、速やかに関係機関へ改善の要望を行う。
- ・ 教職員や生徒及び保護者や地域に危険箇所マップ等通じて周知するとともに、生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、警察等の関係機関への協力依頼等、組織的、計画的、継続的に安全対策に努める。

(3) 教職員の緊急体制の確立

- ・ 事故が発生した場合に備え、教職員の役割分担を定め、緊急時の対応について全員が理解しておく。
- ・ 学校連絡網、関係諸機関、保護者等への連絡先が、教職員の誰にでもわかるように一覧表を作成しておく。

3 緊急対応のポイント



Ⅲ 授業中の事故（理科の実験中）

理科の授業で、水素を発生させ、マッチで引火し軽度の爆発を通して水素の存在を確認する演示実験をA教諭が行った後、生徒をグループ別に分け同様の実験を行わせたところ、B班のC生徒がフラスコを強く振り、水素発生源のゴム管近くでマッチを点火した瞬間、フラスコが破裂し、飛散したガラス片により、班の数人が大けがをってしまった。

Ⅰ 事例の分析と課題

- (1) 被害に遭った生徒の救急措置を最優先に行うことが大切である。
- (2) この事例では、突然の事故により生徒が精神的に動揺していることが考えられる。
第二の事故を起こさないように、実験中止を指示し生徒を落ち着かせるための対応が求められる。
- (3) 事故防止策・事故発生時の対応について、事前に準備しておく。

2 未然防止のポイント

(1) 指導計画の作成

- ・ 生徒がゆとりをもって観察や実験に取り組めるように、無理のない計画を立てる。
- ・ 観察や実験での生徒の実態を十分把握し、安全に関わる指導内容を指導計画に位置づける。

(2) 実験前の安全確認

- ・ 教諭は、経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確認しておく。
- ・ 準備の際に、観察や実験に使用する器具類の点検を行う。
- ・ 実施する実験での器具や薬品の安全な取扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方について生徒に指導しておく。

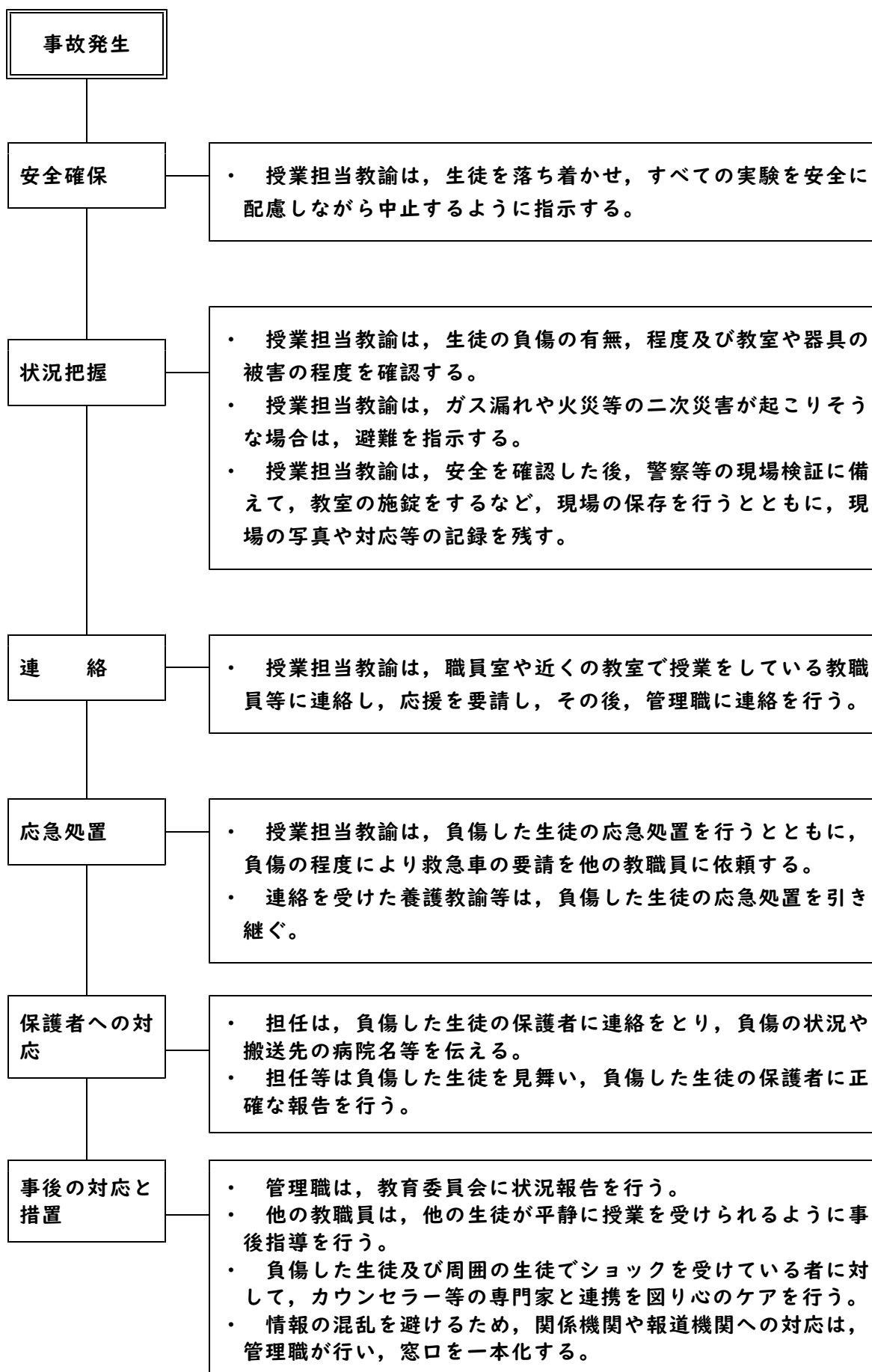
(3) 生徒に対する実験中の安全指導

- ・ グループ実験では、生徒の役割分担を決め、責任を持って行うよう指導する。
- ・ 実験台の上を整理させる。不要な用具は片づけさせる。
- ・ 実験の注意事項を守らせ、ふざけたりさせない。順序立てて実施し、あわてて急いだりさせない。
- ・ 実験中は各班に対し適切な指導を行い、操作方法や実験の手順に誤りはないか確認する。
- ・ 必要に応じて、保護眼鏡を着用させる。

(4) 実験後の安全

- ・ 責任を持って後片づけをさせる。
- ・ 廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導を行う。処理が難しい廃液は廃液入りに回収する。金属、ガラス、紙や木、プラスチック類などに分けて回収する。
- ・ 実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。

3 緊急対応のポイント



Ⅳ 授業中の事故（水泳）

3年生の水泳の授業中、25mクロールのタイム計測中にA生徒がコース途中で突然動かなくなり沈みだした。

異変に気づいた担当教諭が、A生徒をプールサイドに引き上げたところ、心臓が停止した状態にあった。

Ⅰ 事例の分析と課題

- (1) 傷病者の意識の有無、顔色、呼吸等を速やかに観察・把握し、心肺蘇生法を実施するとともに、救急車の要請と他の教職員への連絡を迅速に行う。
- (2) 他の生徒の精神的な動揺や不安を除き、落ち着かせる。

2 未然防止のポイント

(1) 水泳指導における安全管理

- ・ 生徒の既往症等の有無をあらかじめ把握し、日常の健康観察を十分に行い、健康状態に留意して指導を行う。
- ・ 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に則した指導計画を立て、個々の能力等に応じた学習指導に努める。
- ・ プール施設の使用にあたって、実態に則した安全管理体制を組織し、排水口はネジやボルト等で固定する。また、浄水装置等の付属設備についても、定期検査はもとより始業時及び臨時の点検を日ごろから行い、安全管理に万全を期す。
- ・ 生徒が安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身に付けさせる。
- ・ 監視の責任者は、あくまでも教諭などの指導者であるが、見学をする生徒に補助的な監視者としての役目を与えたり、可能な範囲において複数の教員による監視を行うなど、安全確保のための監視体制の強化に努める。

(2) 当日の事故防止の徹底

- ・ 健康観察を十分行い、常に人員確認を実施する。
- ・ 水温、気温などの気象条件や時間帯を十分考慮する。

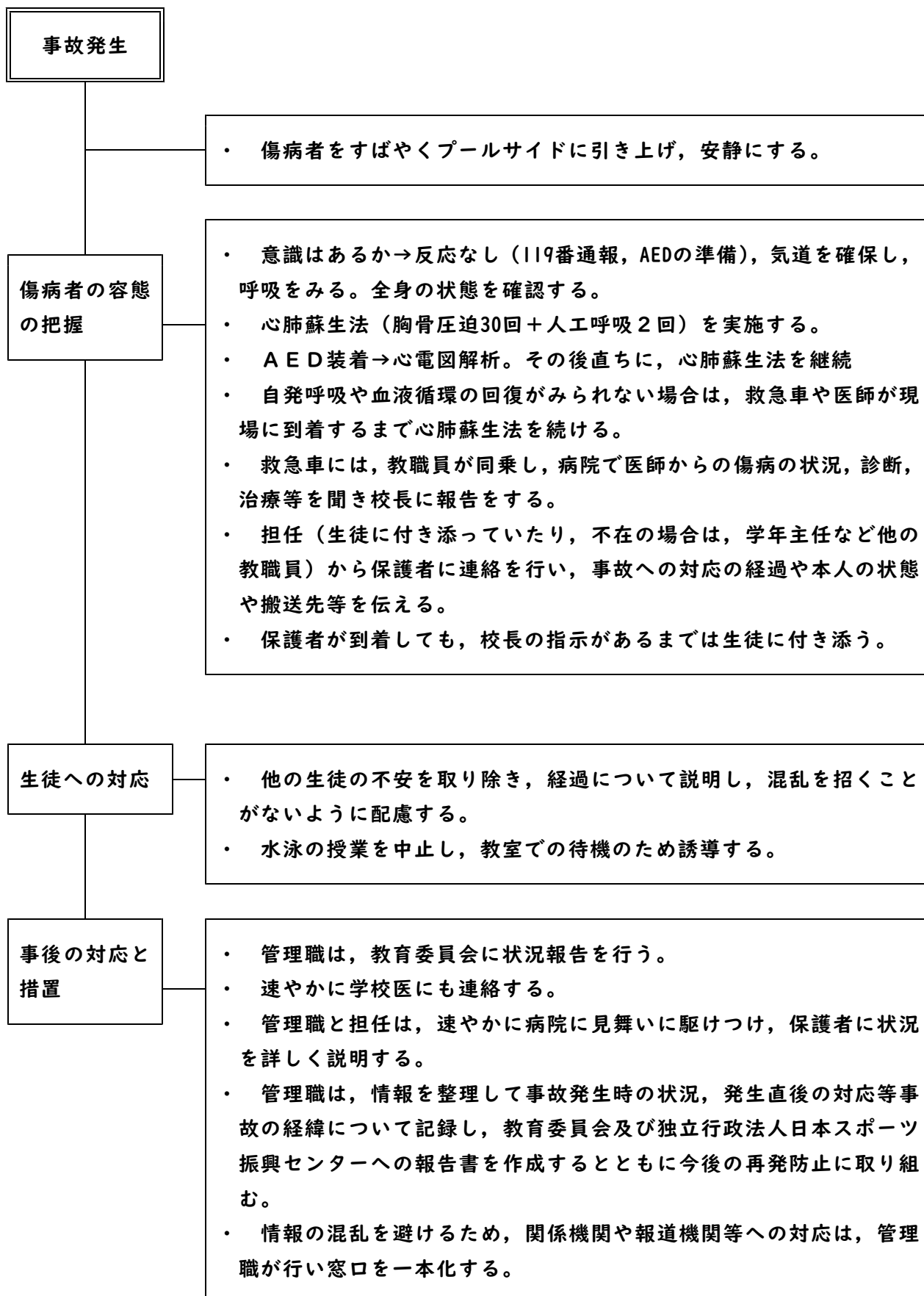
(3) 緊急時における学校体制の確立

- ・ 突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認しておく。
- ・ AEDの活用方法及び心肺蘇生法については、校内研修等を実施し習熟を図る。
- ・ 緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校生徒の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく。

【参考】

- ◆ 「学校における水泳事故防止必携（改訂版）」
（平成11年5月 日本体育・学校健康センター）
- ◆ 「水泳指導の手引き（改訂版）」（平成5年5月文部省）

3 緊急対応のポイント



V 運動部活動中の事故

中学生男子バスケットボールの部活動中、準備運動後にダッシュを繰り返していた生徒 A が、突然うずくまるようにして倒れ込んだ。

生徒 A は、顔面蒼白で、意識がもうろうとした状態にあった。

I 事例の分析と課題

- (1) 意識の有無、顔色、呼吸などをすばやく観察し、傷病者の状態を迅速に把握して応急手当を実施する。
- (2) 顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図り、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

2 未然防止のポイント

(1) 部員の健康状態の把握

- ・ 指導者は事故の未然防止のため、担任、養護教諭等との連携を図り、部員の心身の健康状態を把握しておく。

(2) 安全指導の充実

- ・ 指導者の観察だけでなく、部員に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。
- ・ 自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導しておく。

(3) 指導体制の確立

- ・ 部活動は原則として指導者がついて活動することとするが、やむを得ず指導者が活動に遅れる場合や、途中で活動の場を離れる場合は、他の部の指導者に監督を依頼して、安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。
- ・ 部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。

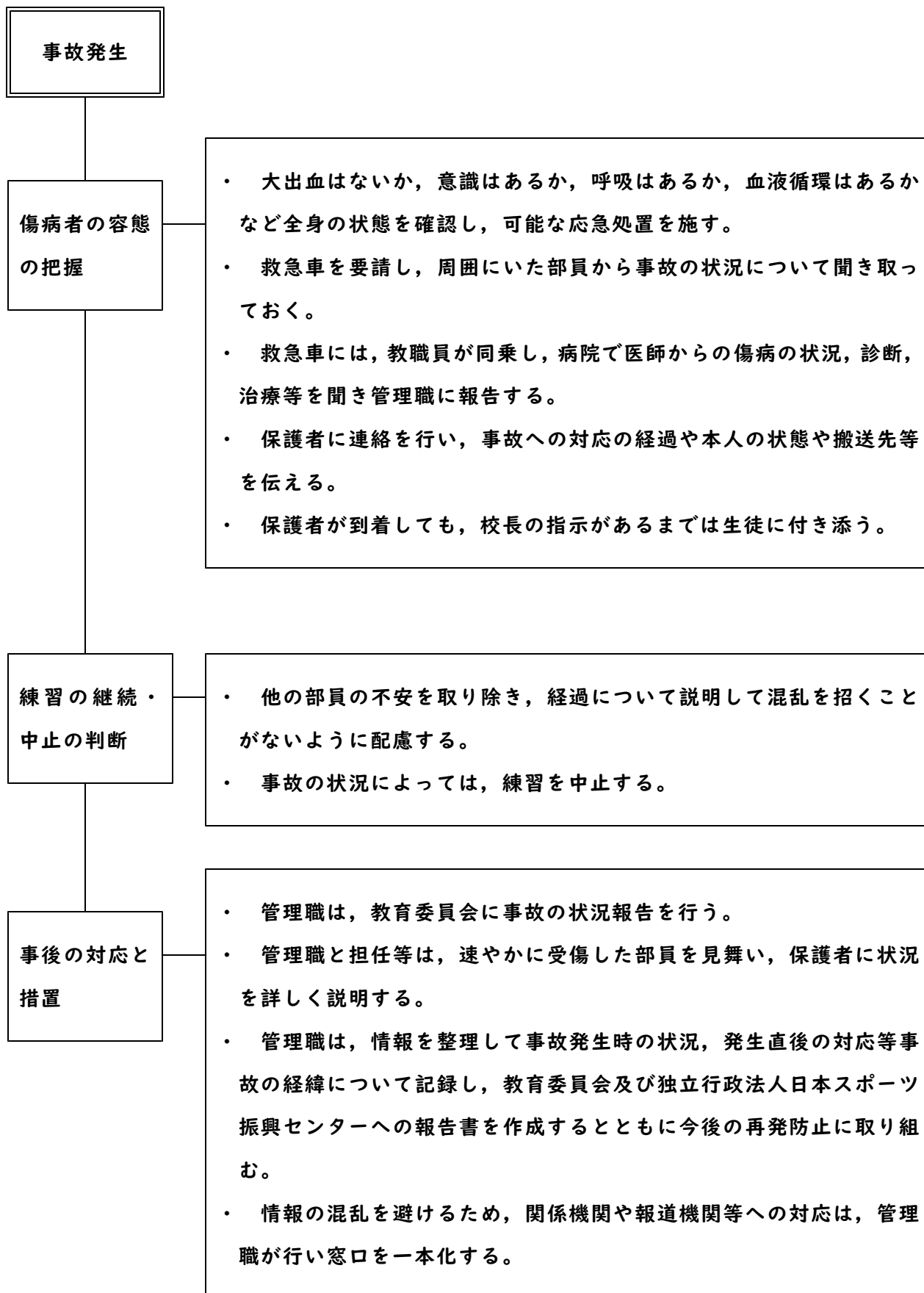
(4) 施設・設備の安全点検

- ・ 定期的に施設・設備の安全点検の励行を図る。

(5) 緊急時における学校体制の確立

- ・ 突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認しておく。
- ・ 緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校生徒の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく。

3 緊急対応のポイント



VI 交通事故

登校中の中学生が、歩行者用信号が青になり横断歩道を渡っていたとき、信号無視の自動車にはねられ、頭を強く打ち意識不明の重体になった。

I 事例の分析と課題

- (1) 登校中の事故であり、学校側の迅速な対応が求められる。
- (2) 事故に遭った生徒はもちろん、事故を目撃した生徒も動揺は大きい。心を落ち着かせるための対応（心のケア）が求められる。

2 未然防止のポイント

(1) 交通安全教育の推進

- ・ 学校は、生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて交通安全教育を実施する。
- ・ 学級活動や学校行事及び関連教科等を中心に、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な交通安全教育の充実を図る。

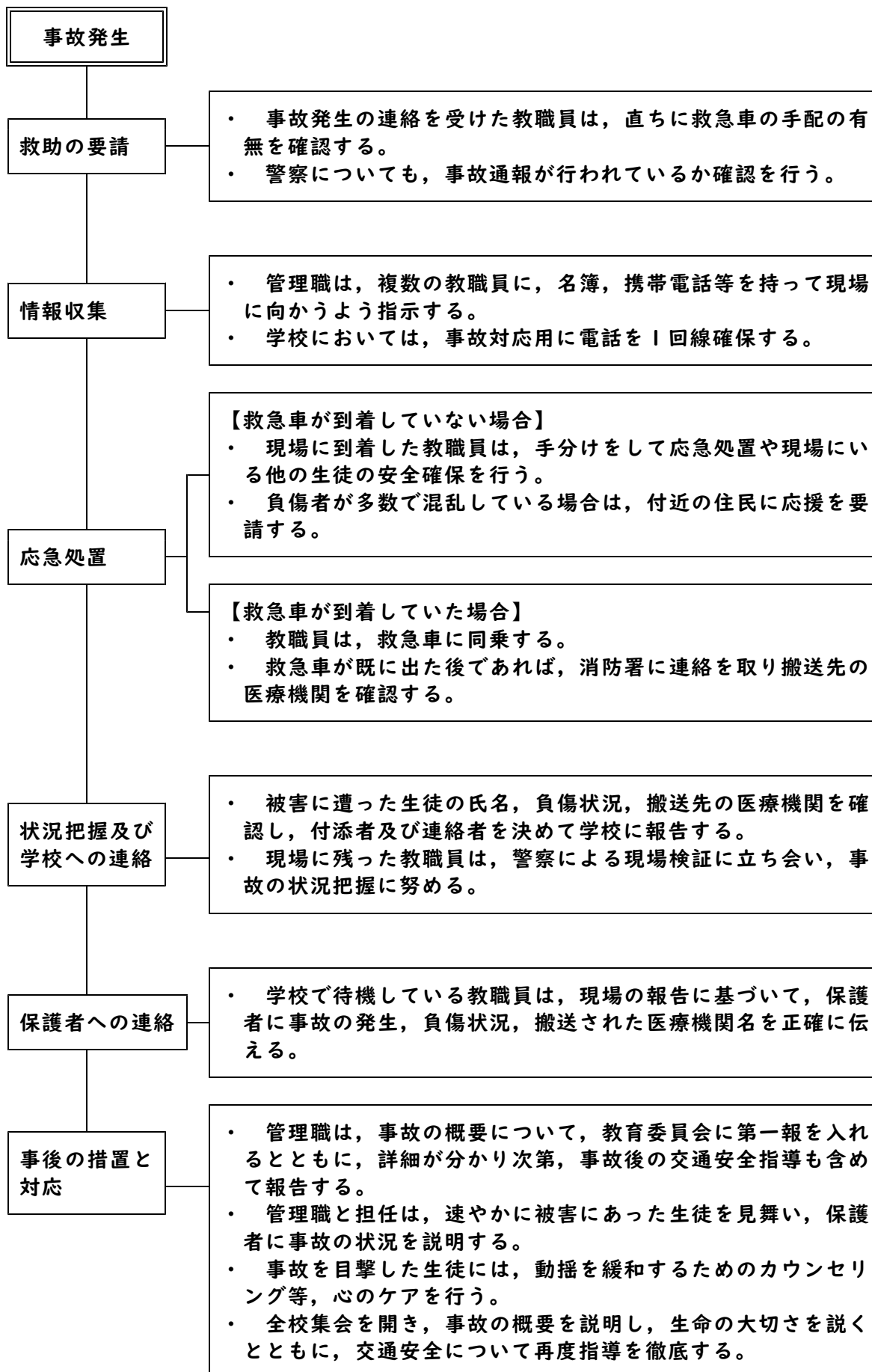
(2) 通学路の点検・校区の危険箇所の確認と指導

- ・ 学校は、PTAなど地域と協力して定期的に通学路の点検を実施し、危険箇所の把握に努める。
- ・ 危険箇所を把握（通学路の交差点状況、横断歩道、工事箇所、河川等）したら、速やかに道路管理者等へ改善の要望を行う。併せて、教職員や保護者に危険箇所を周知するとともに、生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、警察等の関係機関への協力依頼等、組織的、計画的、継続的に安全対策に努める。

(3) 教職員の緊急体制の確立

- ・ 事故が発生した場合に備え、教職員の役割分担を定め、緊急時の対応について全員が理解しておく。
- ・ 学校連絡網、関係諸機関、保護者等への連絡先が、教職員の誰にでもわかるように一覧表を作成しておく。

緊急対応のポイント



第3章 健康被害

I 感染症の発生（※ 結核等。新型コロナウイルス感染症は、別途参照とする）

中学2年生のA男は、9月下旬より咳等を訴え医療機関を受診したが風邪と診断された。その後、市販薬などで症状を抑えながら通学を続けていたが、12月中旬になっても咳、息切れ、発熱、体重減少等の症状が続くことから学級担任が養護教諭に相談し、医療機関に再受診を勧めたところ、結核と診断された。

I 事例の分析と課題

- (1) 症状が長期間継続していることから、結核に感染していることも考えられるので、早急に医療機関への受診を勧める必要がある。
- (2) 結核と診断された場合は、保健所の指導の下に今後の対応が求められるので、診断後、速やかに保健所に連絡し、指導と協力を要請して感染拡大防止を最優先することが大切である。また、校長は、医師の指示により、出席停止の措置を講じなければならない。
- (3) 結核の診断・調査・治療は長期にわたることがあるので、転校・卒業後の連絡先等の把握が必要となることがある。

2 未然防止のポイント

(1) 生徒の健康管理

- ・ 教職員は、日ごろから生徒の健康観察に気を付け、病状が激しい場合や症状が長期化している場合は、養護教諭に相談する。
- ・ 既往症等からみた要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

(2) 教職員の健康管理

- ・ 教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が非常に高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を早い時期に必ず受診し、有症状時には早期に受診をする。

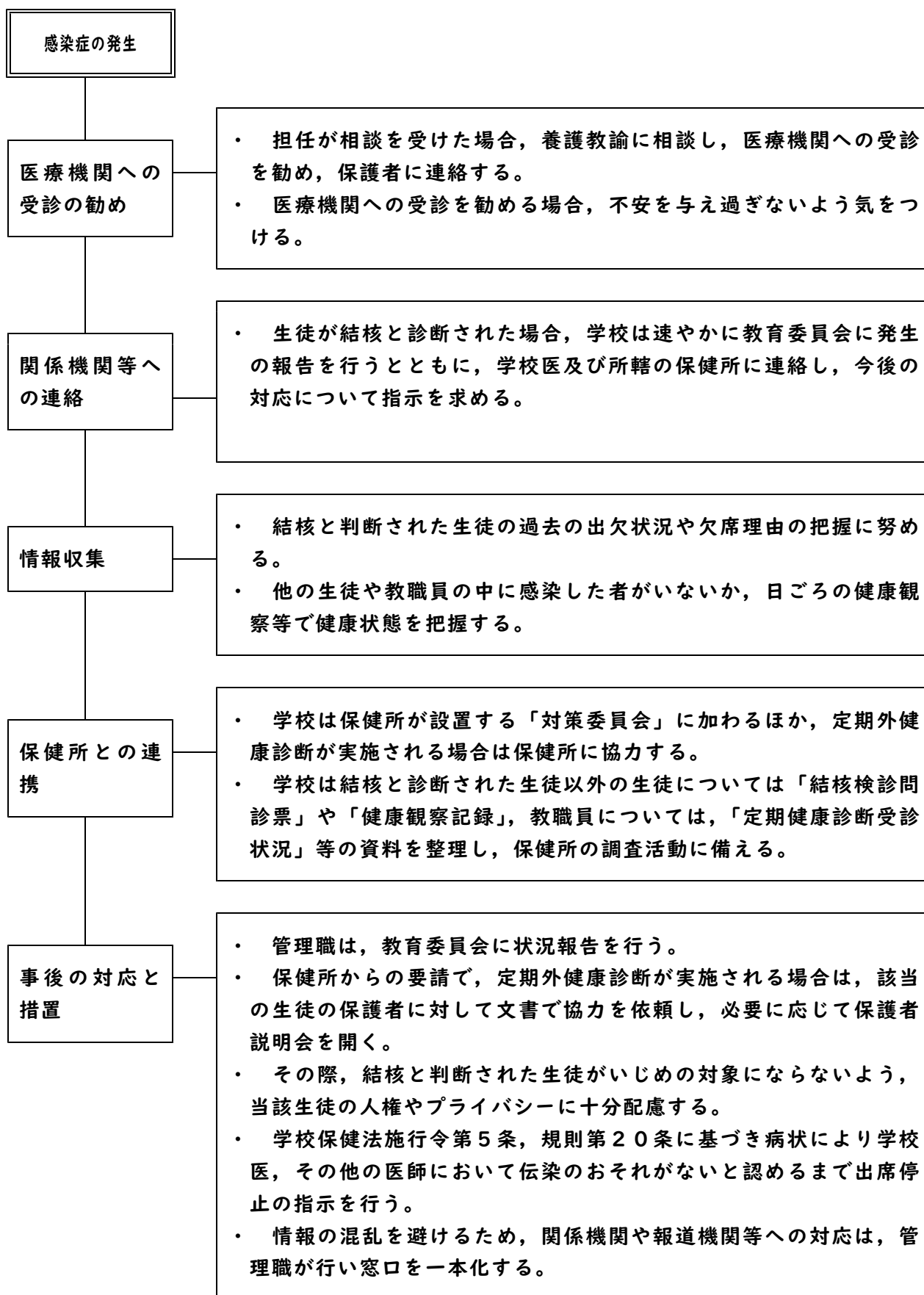
(3) 保健指導の充実

- ・ 学校医や保護者との連携により、生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ・ 患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- ・ 保護者に対し、生徒が伝染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

3 緊急対応のポイント



Ⅱ 給食による食中毒

伊集院中学校において、多数の保護者から、嘔吐・発熱・下痢等の症状による欠席連絡が相次ぎ、登校した生徒の中にも、朝の健康観察時で同様の症状を訴える生徒が見られ、早退者も続出した。その後、症状を訴える生徒を診察した医師から食中毒の疑いがあるとの報告があった。

Ⅰ 事例の分析と課題

- (1) 欠席者が数多く、また、欠席理由と健康観察時の生徒の訴えから学校給食による食中毒の疑いが考えられる。
- (2) 学校給食による食中毒は、集団的・突発的に発生する場合が多いことから、保健所等の関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日ごろから、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、生徒に対する衛生指導を充実する。

2 未然防止のポイント

(1) 衛生管理体制の確立

- ・ 管理職は、衛生管理責任者（学校栄養職員、不在校については調理主任等）に衛生管理を徹底させるとともに、作業工程表を作成させ、調理、配缶、配送を適正に実施させる。
- ・ 学校栄養職員、給食調理職員の業務別研修を実施し、実践的衛生教育を積極的に指導し、衛生管理に関する具体的知識を身につけさせる。

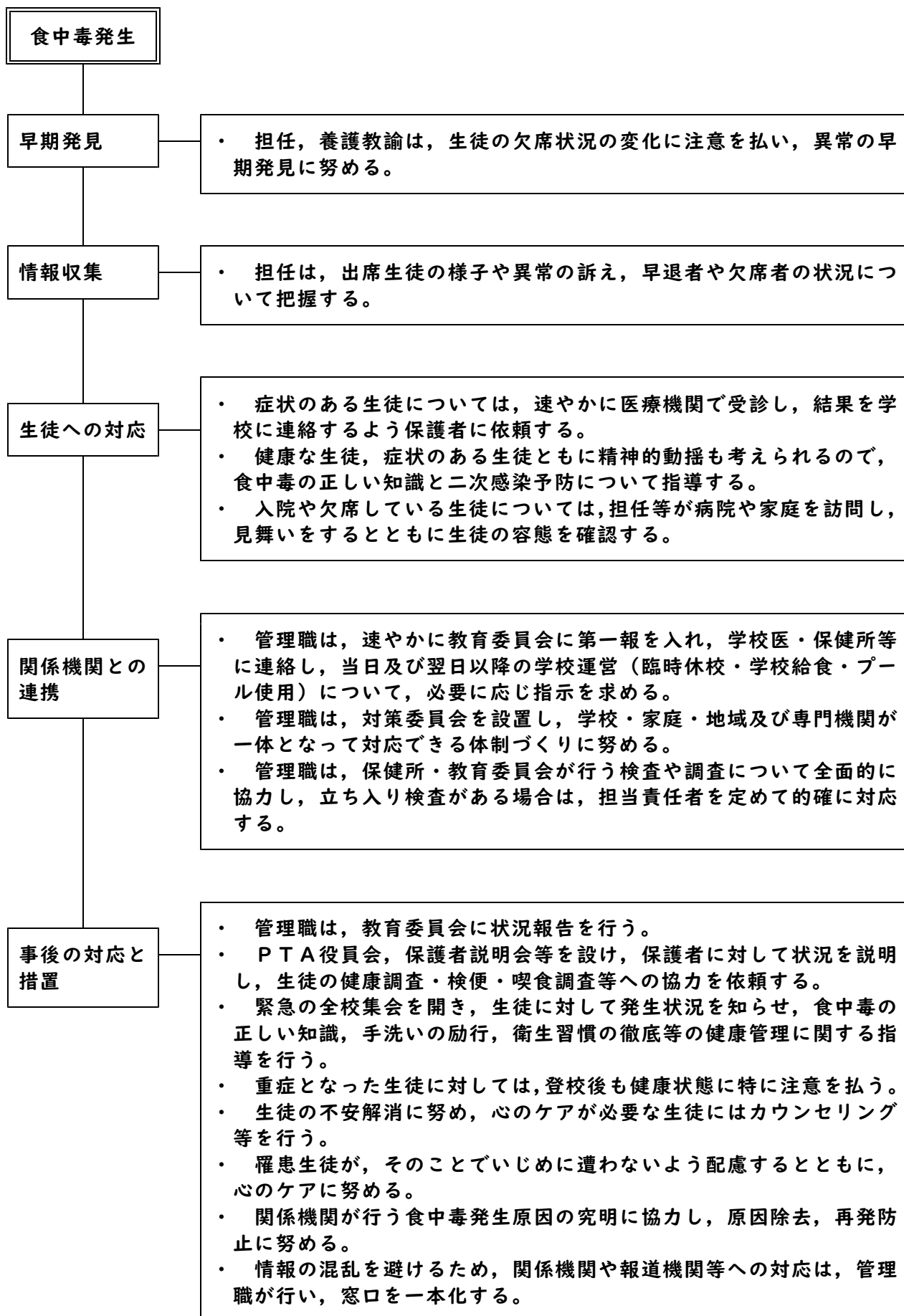
(2) 連絡網の整備

- ・ 管理職は、給食による食中毒の発生が、学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

(3) 日常の健康管理の充実

- ・ 担任、養護教諭は、日ごろから生徒の欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、生徒に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
- ・ 保護者には、速やかな欠席連絡を行うよう徹底を図る。

3 緊急対応のポイント



Ⅲ 給食の異物混入

伊集院中学校において、校長が給食の検食をしようとして、汁から異臭がすることに気づいた。給食は、学校給食共同調理場から配送され、保管されていたものであった。

Ⅰ 事例の分析と課題

- (1) 異臭の原因としては、通常の給食に何らかの形で食べ物以外の異物が混入したことが考えられる。
- (2) 異物混入の時期としては、調理中・配送前・配送後が考えられる。共同調理場や関係学校に連絡するとともに、関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日ごろから、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、生徒に対する指導を充実する。

Ⅱ 未然防止のポイント

(1) 危機管理体制の確立

- ・ 管理職は、給食での異物混入を想定し、校内体制を確立させておく。
- ・ 調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、その原因等を分析したり防止する方法について、日ごろから注意を払っておく。
- ・ 学校栄養職員、給食調理職員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、異物混入対策に関する具体的知識を習得させる。

(2) 連絡体制の整備

- ・ 異物混入の判明時期としては、①配送前、②配送後調理場での検食時、③各学校での検食時、④各学級での配食時、⑤喫食時等が考えられる。それぞれの判明時期にどのように対応するか想定し、できるだけ早急に管理職等へ連絡できる体制を整えておく。

(3) 検食の事前実施の徹底

- ・ 各学校において、責任者（校長等）が生徒の食事前に検食を行い、その結果を記録するよう徹底する。

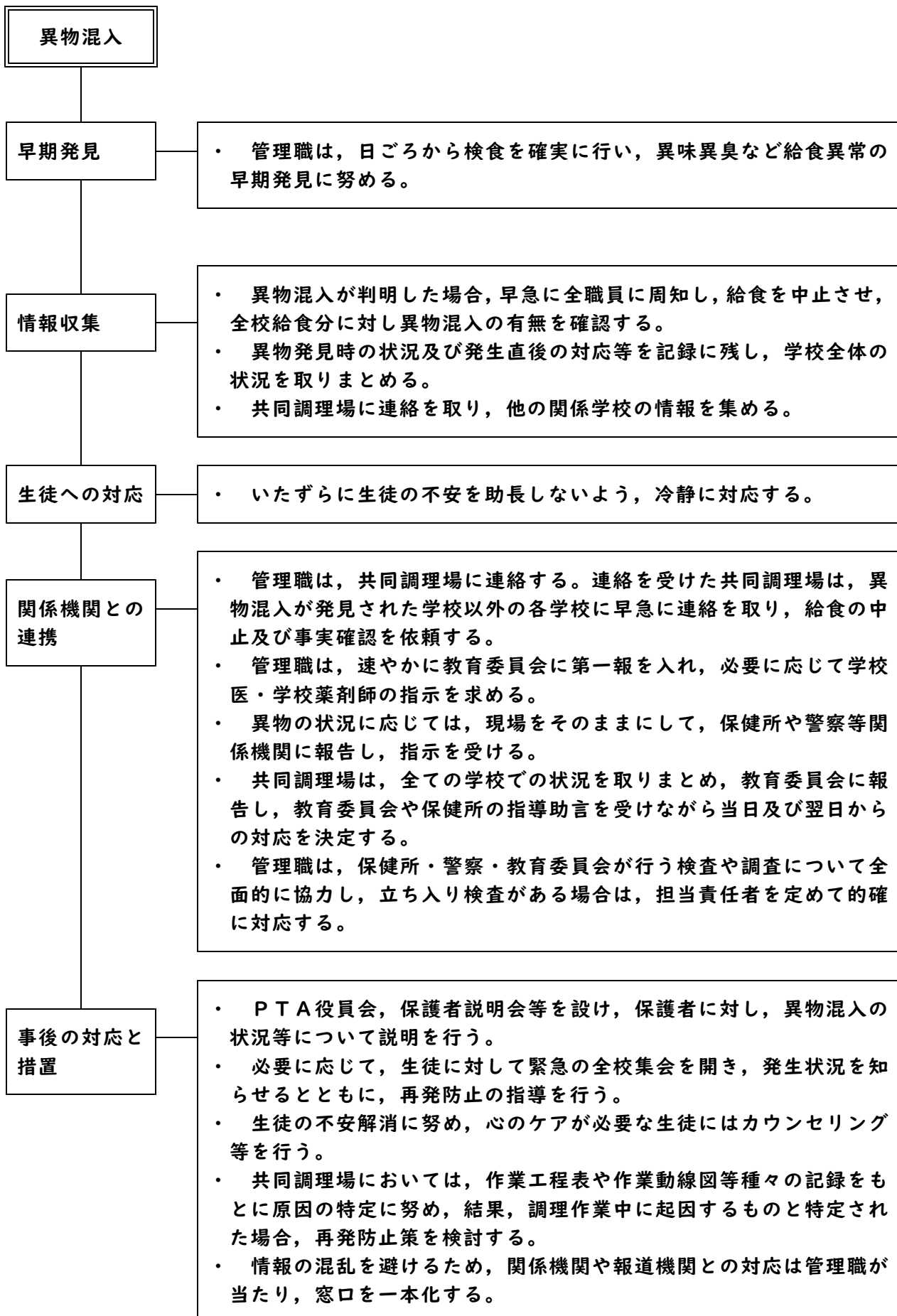
(4) 調理場での日常点検の徹底

- ・ 食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底する。
- ・ 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・機具類、ビニール袋の切片等の使用前・後の点検を実施して結果を記録し、異物混入が起きないよう最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髮等の混入について予防する。
- ・ 調理後配送までの管理を徹底する。

(5) 学校における検収及び管理

- ・ 学校への直送納物品については、検収を行った後、保存食（－２０℃以下、２週間）を取っておく。
- ・ 配膳室等保管場所の衛生について十分配慮し、施錠できる構造とする。
- ・ 教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する

3 緊急対応のポイント



IV 飲料水の汚染

第一鹿屋中学校の養護教諭が、朝の日常点検で、水道水の遊離残量塩素測定を行うため、水を採取したところ、水の濁りと色の異常がみられ、におい、味にもわずかな異常が認められたため、直ちにその旨を校長に報告した。

水道水は、毎日、給食の調理や食材・食器の洗浄、飲料水として使用している。

I 事例の分析と課題

- (1) 学校の飲料水は、学校の責任において管理し、「学校環境衛生基準」に基づいて点検を実施することになっている。特に、飲料水については生徒が直接口にするものであること、飲料水が原因となる疾病は集団的に発生すること、さらに生命にかかわる場合もあることから、異常が生じた場合には迅速な対応が求められる。
- (2) 汚染原因として、学校施設である受水槽・高置水槽の衛生管理や異物の混入等が考えられるので、日ごろから施設設備の点検整備に留意し、安全管理に努めることが大切である。
- (3) 市町村等の水道事業体から、学校施設である受水槽までの経路の途中で異物が混入した可能性も考えられるので、関係機関と連携を図り、対策を協議する必要がある。
- (4) 学校薬剤師及び関係機関の指導・助言を得て対処することが大切である。

2 未然防止のポイント

(1) 日常点検の徹底

- ・ 養護教諭や衛生管理責任者による日ごろの水質点検・管理を徹底し、点検後は記録に残し、保存する。管理者は必ずその記録に目を通す。

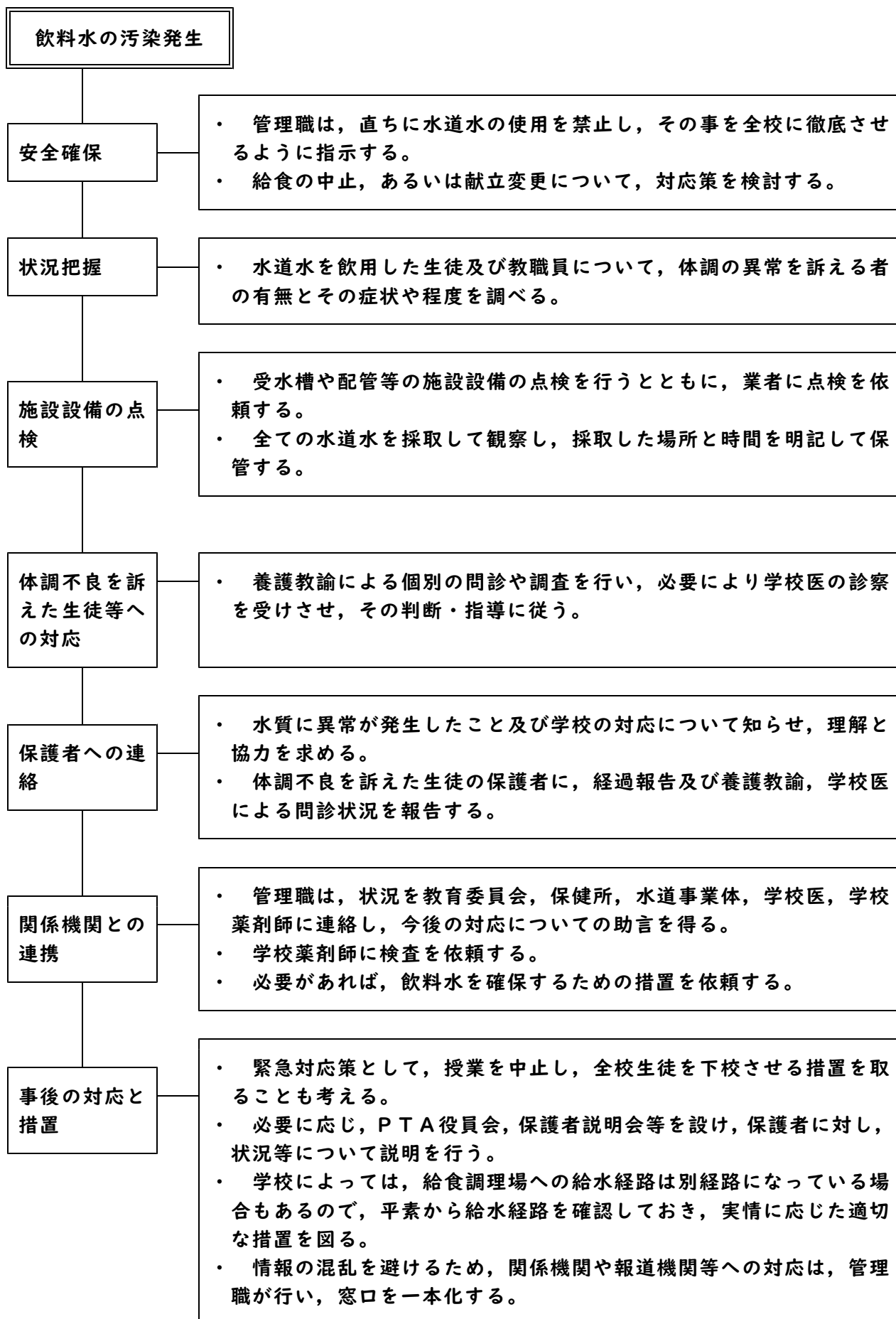
(2) 定期検査の実施

- ・ 飲料水の定期水質検査は、毎学年1回（水道水以外の井戸水等については2回）行う。
- ・ 簡易専用水道等の受水槽については、1年以内ごとに1回定期的な清掃を行う。
- ・ 受水槽や高置水槽、蛇口等の施設設備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時にあわせて行い、それに伴う修繕等適切な措置を講じる。点検結果は記録し保存しておく。

(3) 飲料水の異常の早期発見

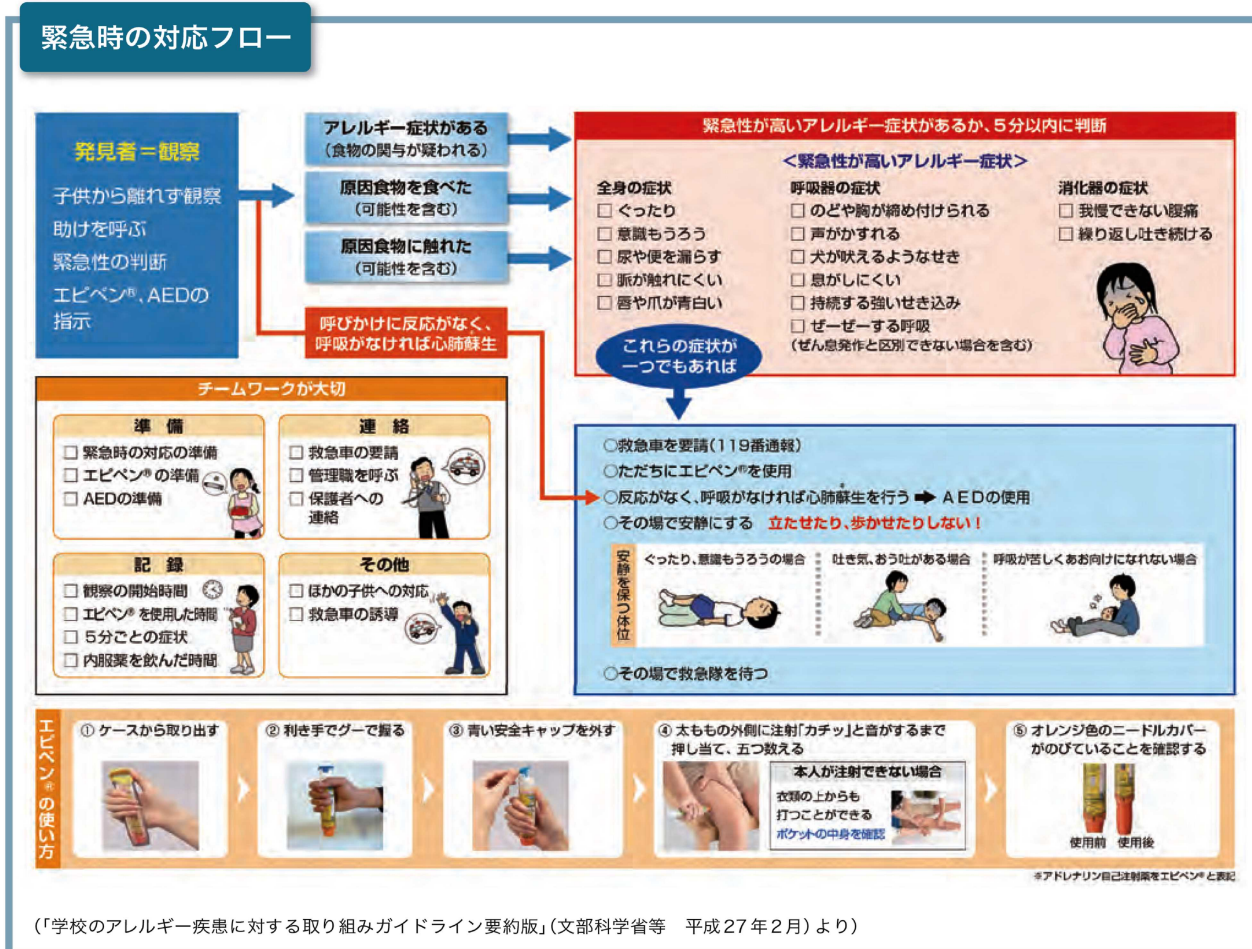
- ・ 教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときには、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

3 緊急対応のポイント



V アナフィラキシー発症時の緊急対応

アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるようにするため、エピペンの使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。



<参照資料>

- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
(文部科学省等 平成20年3月)

<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/51>



- 学校給食における食物アレルギー対応指針
(文部科学省 平成27年3月)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf



Ⅵ 伊集院中学校 熱中症対策の指針(マニュアル)

学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や屋内での授業中、登下校中においても発生している。本校においても、過去、熱中症による死亡事故が発生していることから、熱中症を絶対に起こしてはならないことを強く自覚し、指導や対策を徹底する。

Ⅰ 熱中症とは

体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされたりすることにより発症する障害の総称。高温環境下に長期間いたとき、あるいはいた後の体調不良は すべて熱中症の可能性がある。

(Ⅰ) 熱中症の症状と重症度分類

分類	症 状	症状から見た診断	重症度
Ⅰ 度	めまい・失神 「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直 筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。 手足のしびれ・気分の不快	熱失神 熱けいれん	
Ⅱ 度	頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 体がぐったりする、力が入らない等があり、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害を認めることがあります。	熱疲労	
Ⅲ 度	Ⅱ度の症状に加え、 意識障害・けいれん・手足の運動障害 呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある(全身のけいれん)、真直ぐ走れない・歩けない等。 高体温 体に触ると熱いという感触です。 肝機能異常、腎機能障害、血液凝固障害 これらは、医療機関での採血により判明します。	熱射病	

(日本救急医学会分類2015より)

(Ⅱ) 熱中症予防の原則

日常生活における熱中症予防は、体温の上昇と脱水を抑えることが基本。そのため、まず大切なのは、暑い環境下に長時間いることを避けることである。学校生活の中では体育スポーツ活動において熱中症を発症することが多く、スポーツなどの体を動かす状況では、それほど気温の高くない環境下でも熱中症を引き起こすことがある。暑くないから大丈夫と思うのではなく、活動中の生徒の状態をよく観察して、異常がないかを確認することが大切である。

<熱中症予防の原則>

- ① 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと。
- ② 暑さに徐々に慣らしていくこと。
- ③ 個人の条件(体力・肥満・体調不良等)を考慮すること。
- ④ 服装に気を付けること。
- ⑤ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること。

2 環境条件の把握

(1) 暑さ指数 (WBGT)

熱中症予防のための指標。人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示される。



日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針」

(2) 熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省・気象庁が新たに暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報提供のこと。府県予報区等内の情報提供地点のいずれかで、特定の日における暑さ指数の最高値が33以上になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと（※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位）に「熱中症警戒情報（アラート）」が発表される。また、特定の日における暑さ指数の最高値が、一つの都道府県内の全ての情報提供地点において 35 以上となることが予測される場合は「熱中症特別警戒情報（アラート）」が発表される。



環境省「熱中症予防情報サイト」

3 暑さ指数 (WBGT) と学校の対応

学校では、環境省熱中症予防情報サイト等から出される暑さ指数や熱中症警戒アラートの情報等を踏まえて、各種教育活動を行う。

また、運動を伴う活動をする場合は熱中症予防運動指針を目安に、生徒の発達段階や日頃の活動状況等も考慮して活動を行う。

暑さ指数 (WBGT 数値)	日常生活における 熱中症予防指針 (日本気象学会)	熱中症予防のための運動指針 (公財)日本スポーツ協会)	学校生活を安全に 過ごすために
WBGT 31℃以上 危険 (運動は原則中止)	外出はなるべく避け、涼しい室内へ移動する。	特別な場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。	屋外活動は原則中止する。 屋内活動は実施形式を変更する。
WBGT 28～31℃ 厳重警戒 (激しい運動は中止)	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温は上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり、水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。	健康チェックや水分・塩分補給など健康管理を徹底する。練習内容、場所、時間、服装などに配慮した上で活動する。肥満や体力等個人の条件、体調を考慮し運動を軽減、中止する。
WBGT 25～28℃ 警戒 (積極的に休息)	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。	積極的に休息をとる。激しい運動の場合は、30分おきに1回以上の休息をとるとともに、水分・塩分を補給する。
WBGT 21～25℃ 注意 (積極的に水分補給)	激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	運動の合間に積極的に水分・塩分補給を行う。
WBGT 21℃未満 ほぼ安全 (適宜水分補給)		通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。	適宜水分・塩分補給を行う。

4 暑さ対策の環境づくり

- ・ 体調に違和感等がある際には、申し出しやすい環境や気兼ねなく体調不良を言い出せる環境、お互いに体調を気遣える環境を整える。
- ・ 朝、2時間目休み、昼休み前、部活動開始前等、定時に暑さ指数を計測し、職員室と生徒玄関に計測値を掲示する。
- ・ 水分補給のための水筒持参を呼びかける。補給用のセカンドボトルを推奨し、ペットボトル持参も可とする。(※ 水筒に移し替えて飲み、ペットボトルは家庭に持ち帰る。)
- ・ 屋外を含めた移動教室の際には水筒を持参し、いつでも水分補給ができる環境を整える。
- ・ 屋外で活動を行う際は、ミストやテント設置をしたり、エアコンの効いた部屋や日陰を準備したりして、給水や休憩を行うことのできる環境を整える。
- ・ 事故発生に備えて体全体をすばやく冷却できるように、氷や凍らせたタオル、保冷剤、経口補水液等を保健室と職員室の冷蔵(凍)庫に備えておく。

5 各活動における対応

(1) 教室内の授業

- ・ 空調設備が設置されている教室では、教室の温度が28℃以下になるように空調設備を利用して、教室内の温度を適切に管理する。
- ・ 空調設備が設置されていない教室では、換気や扇風機等の使用を行った上で、適宜水分補給を行うよう指導し、活動内容を工夫して設定する。

(2) 屋外での活動

- ・ 体育の授業や昼休みなど、屋外で活動する場合は帽子を着用させる。
- ・ こまめに水分補給を行わせ、適宜、日陰で休息する時間を設ける。
- ・ 活動に入る前に体調確認を行い、生徒のコンディションを把握する。活動中も随時確認する等注意する。
- ・ テントや日陰、エアコンをつけた部屋を準備、見学者や体調不良者等に対応する。
- ・ 運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動や次の活動を行うようにする。

(3) 部活動

- ・ 部活動を始める前と終わりに生徒の体調を確認する。
- ・ 日陰や風通しが良い場所で休憩する時間を設定し、冷たいタオルや氷嚢などで体温を下げる工夫と時間を十分に確保する。
- ・ 運動部の試合等の場合、前日と翌日は長時間の練習を行わない。
- ・ 活動中に体調が悪くなった場合は一人で下校させず、指導者が保護者に引き渡す。

(4) 登下校時

- ・ 涼しい服装やこまめな水分補給について指導する。
- ・ 日射を遮るために、帽子の着用や日傘の使用を勧める。
- ・ 登下校前の体調を確認し、体調不良の場合は自宅で経過観察をしたり、保護者に連絡をしたりして無理をさせないようにする。

6 生徒への指導のポイント

- ・ のどの渇きの感覚に頼らず、活動を始める前から水分補給をするよう指導する。
- ・ 日ごろから生活習慣を整えること、朝食抜きや睡眠不足にならないことを指導する。
- ・ 熱中症の初期症状(めまい、立ちくらみ、倦怠感等)について指導し、症状が出たら、早めに教職員に伝えるように周知する。
- ・ 体調が優れない場合や運動後の活動等に困難さを感じる際には、ためらうことなく申し出ることを指導する。

熱中症への対応

熱中症を疑う症状

- ★ めまい・失神
- ★ 四肢の筋や腹筋がつり、筋肉痛が起こる。
- ★ 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等が起こる。
- ★ 足がもつれる。ふらつく。転倒する。突然座り込む。立ち上がれない。等



熱中症を疑う症状

意識障害の有無

質問をして応答をみる

- ここはどこ？
- 名前は？
- 今何をしてる？

なし

- ★ 応答が鈍い。
- ★ 言動がおかしい。
- ★ 意識がない。
- ★ ペットボトルの蓋を開けることができない。等

あり
(疑いも含む)

119番通報



すぐに救急車を要請し、同時に体を冷やす等の応急手当を行う。

涼しい場所を選び、衣服をゆるめて寝かせる。
涼しい室内への避難

水分摂取ができるか

できない

水分塩分を補給する

- スポーツドリンク
あるいは経口補水液等を補給する。
- 熱けいれんの場合は食塩を含んだ飲み物や生理食塩水(0.9%)を補給する。



症状改善の有無

改善しない

経過観察
(当日のスポーツ参加はしない。)

身体冷却

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

効果的な冷却方法

- ① 氷水・冷水に首から下をつける。
- ② ホースで水をかけ続ける。
- ③ ぬれタオルを体にあて扇風機で冷やす。



※ 迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!

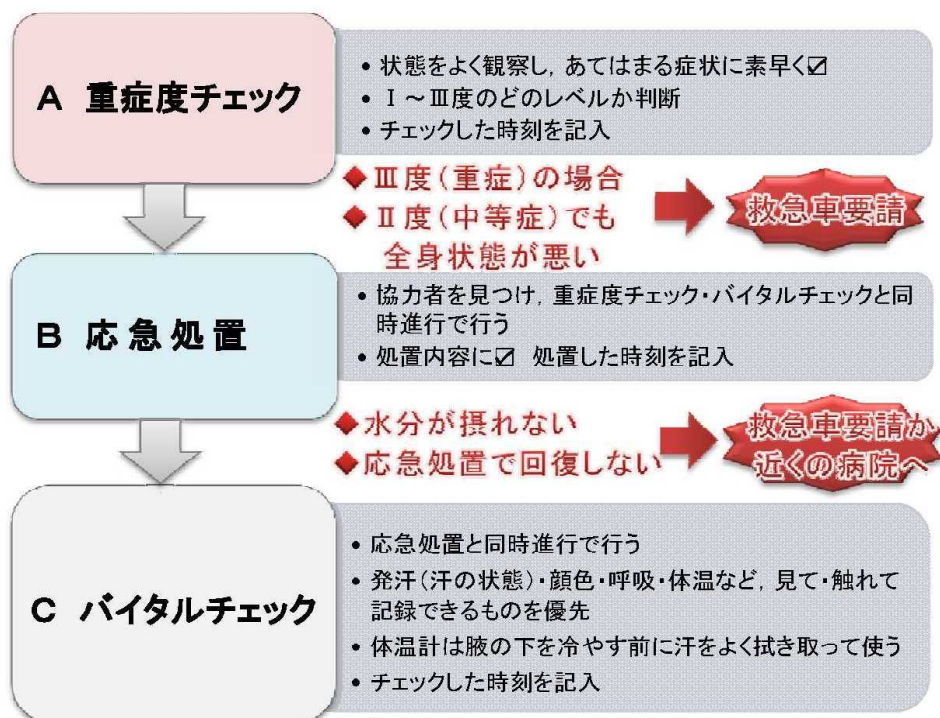
病院へ!

熱中症チェックシート

年/月/日(曜)	学年/組	名 前	年齢	性別	記録者名		
/ / ()				男・女			
A 重症度チェック *当てはまる症状に☐			時 分	時 分	時 分	備考・メモ	
Ⅲ度 重症 ↓ 1つでも症状があれば 救急車要請 ↓ 救急車到着まで B 応急処置へ	意識障害	意識がない	☐	☐	☐	※その他の症状や程度など余白に記入	
		意識もうろう	☐	☐	☐		
		意味のない発語、発声	☐	☐	☐		
		簡単な質問に答えられない	☐	☐	☐		
	運動障害	全身のけいれん、ひきつけ	☐	☐	☐		
立ち上がれない		☐	☐	☐			
足がもつれる、まっすぐ歩けない、転倒する		☐	☐	☐			
異常な行動、不自然な言動		☐	☐	☐			
Ⅱ度 中等症 ↓ 水分が摂れない、または 応急処置で回復しなければ 救急車か病院	自力で水分が摂れない		☐	☐	☐		
	全身倦怠感 (だるい、しんどい、ぐったり)		☐	☐	☐		
	虚脱感・脱力感 (体に力が入らない感じ)		☐	☐	☐		
	頭痛		☐	☐	☐		
	吐き気、嘔吐		☐	☐	☐		
Ⅰ度 軽症 ↓ 応急処置で回復しなければ 家庭連絡 受診を勧める	めまい、立ちくらみ		☐	☐	☐		
	足がつる、手足がしびれる		☐	☐	☐		
	筋肉のけいれん(お腹がキリキリ痛む等)		☐	☐	☐		
	不快感(気持ち悪い、ボーっとする、不機嫌)		☐	☐	☐		
B 応 急 処 置 *処置した内容に☐			時 分	時 分	時 分	備考・メモ	
処 置 内 容	1.日陰やクーラーの効いている室内に移動		☐	☐	☐	※その他の処置 4. 片方の腋の下は、冷やす前に体温を測る。 6. 意識障害がある場合は、誤嚥の可能性があるので無理に飲ませない。	
	2.休養 (顔色が悪ければ足を高くする)		☐	☐	☐		
	3.可能な範囲で衣服を脱がせる、ゆるめる		☐	☐	☐		
	4.氷のうで動脈の上を冷やす (首の両わき、腋の下、両足のつけ根)		☐	☐	☐		
	5.出ている皮膚に水をかけたり、濡れたタオルを掛けて扇風機やうちわなどであおぐ		☐	☐	☐		
	6.水分補給 (冷たいスポーツドリンク、0.2%食塩水、経口補水液)		☐	☐	☐		
C バイタルチェック *当てはまる番号を記入			時 分	時 分	時 分	備考・メモ	
発 汗	0.なし 1.少し(あった) 2.多い(多かった) 3.止まらない						
顔 色	0.正常 1.紅潮 2.蒼白 3.チアノーゼ(唇が青紫)						
呼 吸	0.正常 1.速い 2.遅い 3.不規則						
体 温	0.正常 1.体に触ると熱い 2.高体温 (℃)			℃		※計測値も記入 ただし、緊急時 や計測できない ときは省略可	
脈 拍	0.正常 1.速い 2.遅い 3.不規則 (/分)			/分			
血 圧	最高 / 最低 (mmHg)			/			
その他の要因			寝不足・疲労・肥満傾向・不規則な生活・栄養不足・水分・塩分補給不足・月経中・()				
発生場所		発生時の活動内容		発生時の状況			
屋内・屋外		学 習 ・ 運 動 ・ その他		天気	温度	湿度	WBGT
		具体的に:			℃	%	℃
その他参考となる事項							

チェックシートの使い方

— 熱中症を疑った時のABC —



□観察時刻

チェックした時刻、応急処置した時刻を記入。症状に変化があれば、その時刻を記入。

□その他の要因

聴き取れる範囲、わかる範囲で、選択。

□発生時の状況

聴き取れる範囲、わかる範囲で、発生時刻、活動内容、場所の状況、温度や湿度等を記入。

□その他参考となる事項

記録として残したいこと、その後の経過等を記入。

◆受診が必要な時

チェックシートは、医療機関に搬送する場合、情報として提供することができます。

学校医	(Tel)
近くの医療機関	(Tel)
休日・時間外診療案内	(Tel)

- 注意… このチェックシートは、熱中症様症状が見られたときの重症度・緊急度の判断や対応、応急処置、記録等を行うためのものです。
熱中症の症状や進み方は個々によって異なります。医師の診断とは異なる場合もありますのでご注意ください。

熱中症チェックシート (2014年7月改訂)

《作成》 弘前大学教育学部附属学校園養護教諭部会 《協力》 弘前大学教育学部教育保健講座

(1) 日頃の環境整備等

☐	活動実施前に活動場所における暑さ指数等により熱中症の危険度を把握できる環境を整える
☐	危機管理マニュアル等で、暑熱環境における活動中止の基準と判断者及び伝達方法を予め定め、関係者間で共通認識を図る（必要な判断が確実に行われるとともに関係者に伝達される体制づくり）
☐	熱中症事故防止に関する研修等を実施する（熱中症事故に係る対応は学校の教職員や部活動指導に係わる全ての者が共通認識を持つことが重要）
☐	休業日明け等の体が暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いこと、気温30℃未満でも湿度等の条件により熱中症事故が発生し得ることを踏まえ、暑さになれるまでの順化期間を設ける等、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らししていくこと）を取り入れた無理のない活動計画とする
☐	活動中やその前後に、適切な水分等の補給や休憩ができる環境を整える
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる体制を整備する （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却・AEDの使用も視野に入れる）
☐	熱中症事故の発生リスクが高い活動の実施時期・活動内容の調整を検討する
☐	運動会、遠足及び校外学習等の各種行事、部活動の遠征など、指導体制が普段と異なる活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に確認し児童生徒とも共通認識を図る
☐	保護者に対して活動実施判断の基準を含めた熱中症事故防止の取組等について情報提供を行い、必要な連携・理解醸成を図る
☐	室内環境の向上を図るため、施設・設備の状況に応じて、日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫を検討する
☐	学校施設の空調設備を適切に活用し、空調の整備状況に差がある場合には、活動する場所の空調設備の有無に合わせた活動内容を検討する
☐	送迎用バスについては、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故防止を徹底する （安全装置はあくまで補完的なものであることに注意）

(2) 児童生徒等への指導等

☐	特に運動時、その前後も含めてこまめに水分を補給し休憩をとるよう指導する (運動時以外も、暑い日はこまめな水分摂取・休憩に気を付けるようにする)
☐	自分の体調に気を配り、不調が感じられる場合にはためらうことなく教職員等に申し出るよう指導する
☐	暑い日には帽子等により日差しを遮るとともに通気性・透湿性の良い服装を選ぶよう指導する
☐	児童生徒等のマスク着用に当たっても熱中症事故の防止に留意する
☐	運動等を行った後は十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動(登下校を含む)を行うよう指導する
☐	運動の際には、気象情報や活動場所の暑さ指数(WBGT)を確認し、無理のない活動計画を立てるよう指導する
☐	児童生徒等同士で水分補給や休憩、体調管理の声をかけ合うよう指導する
☐	校外学習や部活動の遠征など、普段と異なる場所等で活動を行う際には、事故防止の取組や緊急時の対応について事前に教職員等と共通認識を図る
☐	登下校中は特に体調不良時の対応が難しい場合もあることを認識させ、発達段階等によってはできるだけ単独行動は短時間にしてリスクを避けること等を指導する

(3) 活動中・活動直後の留意点

☐	暑さ指数等により活動の危険度を把握するとともに、児童生徒等の様子をよく観察し体調の把握に努める
☐	体調に違和感等がある際には申し出やすい環境づくりに留意する
☐	児童生徒等の発達段階によっては、熱中症を起こしていても「疲れた」等の単純な表現のみで表すこともあることに注意する
☐	熱中症発生時（疑いを含む）に速やかに対処できる指導体制とする （重度の症状（意識障害やその疑い）があれば躊躇なく救急要請・全身冷却（全身に水をかけることも有効）・状況によりAEDの使用も視野に入れる）
☐	活動（運動）の指導者は、児童生徒等の様子やその他状況に応じて活動計画を柔軟に変更する（運動強度の調節も考えられる）
☐	運動強度・活動内容・継続時間の調節は児童生徒等の自己管理のみとせず、指導者等が把握し適切に指導する
☐	児童生徒等が分散している場合、緊急事態の発見が遅れることもあるため、特に熱中症リスクが高い状況での行動には注意する
☐	運動を行った後は体が熱い状態となっているため、クールダウンしてから移動したり、次の活動（登下校を含む）を行うことに注意する

VII 心停止の救命措置について

★**迅速な通報と心停止の認識**

突然死に至る顕著な兆候である「心停止」は、学校においては運動時、校内活動時等に「急に倒れた」という形で突発します。この状態にある人の応急手当は、初めの2～3分を取る対応がその人の救命に大きく影響します。

落ち着いて、救急処置の手順を速やかに開始しましょう。

意識、脈拍の確認
は、5秒以内で
行いましょう。

★迅速な心肺蘇生とAEDによる電気ショック

胸骨圧迫→気道確保→人工呼吸→電気ショックの手順で行いましょう。また、AEDはすぐに装着しましょう。

水の事故（溺水）では、気道確保と人工呼吸を優先してください。

胸骨圧迫→気道確保→人工呼吸→電気ショックの手順で行いましょう。また、AEDはすぐに装着しましょう。
水の事故（溺水）では、気道確保と人工呼吸を優先してください。

★AED使用に関する留意点

- AEDの場所を確認してから体育や部活動を行う。
- AEDには、電源ボタンを押すタイプとふたを開けると電源が入るタイプ、一体型のパッドと2枚に分かれているパッド等の種類があるのであらかじめ確認しておく。
- AEDの近くに大きなタオルを用意する。
 - 傷病者の体についている水分を拭き取るため。
 - 傷病者への配慮として、AEDのパッドを貼った後に体にかいたり、パーテーションとして使用するため。
- 電気ショックの際は、誰も傷病者に触れていないことを必ず確認する。
- 救急隊が到着するまではAEDのパッドはつけたままにし、電源も切らない。

- ### ★AED使用に関する留意点
- AEDの場所を確認してから体育や部活動を行う。
 - AEDには、電源ボタンを押すタイプとふたを開けると電源が入るタイプ、一体型のパッドと2枚に分かれているパッド等の種類があるのであらかじめ確認しておく。
 - AEDの近くに大きなタオルを用意する。
 - 傷病者の体についている水分を拭き取るため。
 - 傷病者への配慮として、AEDのパッドを貼った後に体にかいたり、パーテーションとして使用するため。
 - 電気ショックの際は、誰も傷病者に触れていないことを必ず確認する。
 - 救急隊が到着するまではAEDのパッドはつけたままにし、電源も切らない。

★一次救命処置*における感染症対策は？

倒れている人が新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症の罹患を心配される場合でも、ハンズオンリー CPR（心肺蘇生法）によって救助することができます。

1. 119番に救急要請し、AEDを取得する。
2. 救助者及び傷病者の口と鼻をマスクまたは布で覆う。
3. 心肺蘇生を行う。
胸の中央を深く早く、1分間に100～120回のテンポで押す。
4. AEDが到着したら、すぐに使う。

救命処置に関わったら、終了後、手洗いを行いましょう。

※一次救命処置とは…病院外での心停止に対する救命処置です。



★一次救命処置*における感染症対策は？

倒れている人が新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症の罹患を心配される場合でも、ハンズオンリー CPR（心肺蘇生法）によって救助することができます。

1. 119番に救急要請し、AEDを取得する。
2. 救助者及び傷病者の口と鼻をマスクまたは布で覆う。
3. 心肺蘇生を行う。
胸の中央を深く早く、1分間に100～120回のテンポで押す。
4. AEDが到着したら、すぐに使う。

救命処置に関わったら、終了後、手洗いを行いましょう。

※一次救命処置とは…病院外での心停止に対する救命処置です。



- ## ★一次救命処置*における感染症対策は？
- 倒れている人が新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症の罹患を心配される場合でも、ハンズオンリー CPR（心肺蘇生法）によって救助することができます。
1. 119番に救急要請し、AEDを取得する。
 2. 救助者及び傷病者の口と鼻をマスクまたは布で覆う。
 3. 心肺蘇生を行う。
胸の中央を深く早く、1分間に100～120回のテンポで押す。
 4. AEDが到着したら、すぐに使う。
- 救命処置に関わったら、終了後、手洗いを行いましょう。
- ※一次救命処置とは…病院外での心停止に対する救命処置です。
- 

★一次救命処置*における感染症対策は？

倒れている人が新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症の罹患を心配される場合でも、ハンズオンリー CPR（心肺蘇生法）によって救助することができます。

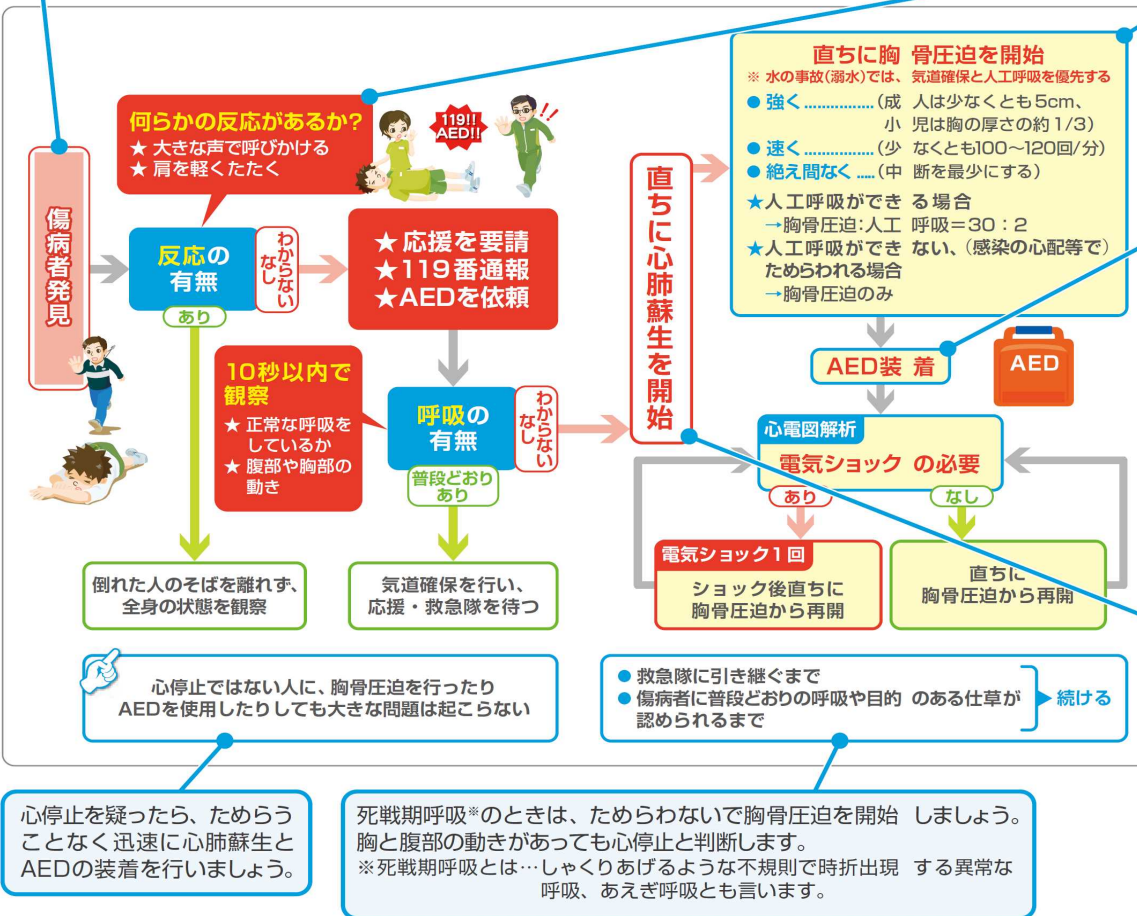
1. 119番に救急要請し、AEDを取得する。
2. 救助者及び傷病者の口と鼻をマスクまたは布で覆う。
3. 心肺蘇生を行う。
胸の中央を深く早く、1分間に100～120回のテンポで押す。
4. AEDが到着したら、すぐに使う。

救命処置に関わったら、終了後、手洗いを行いましょう。

※一次救命処置とは…病院外での心停止に対する救命処置です。



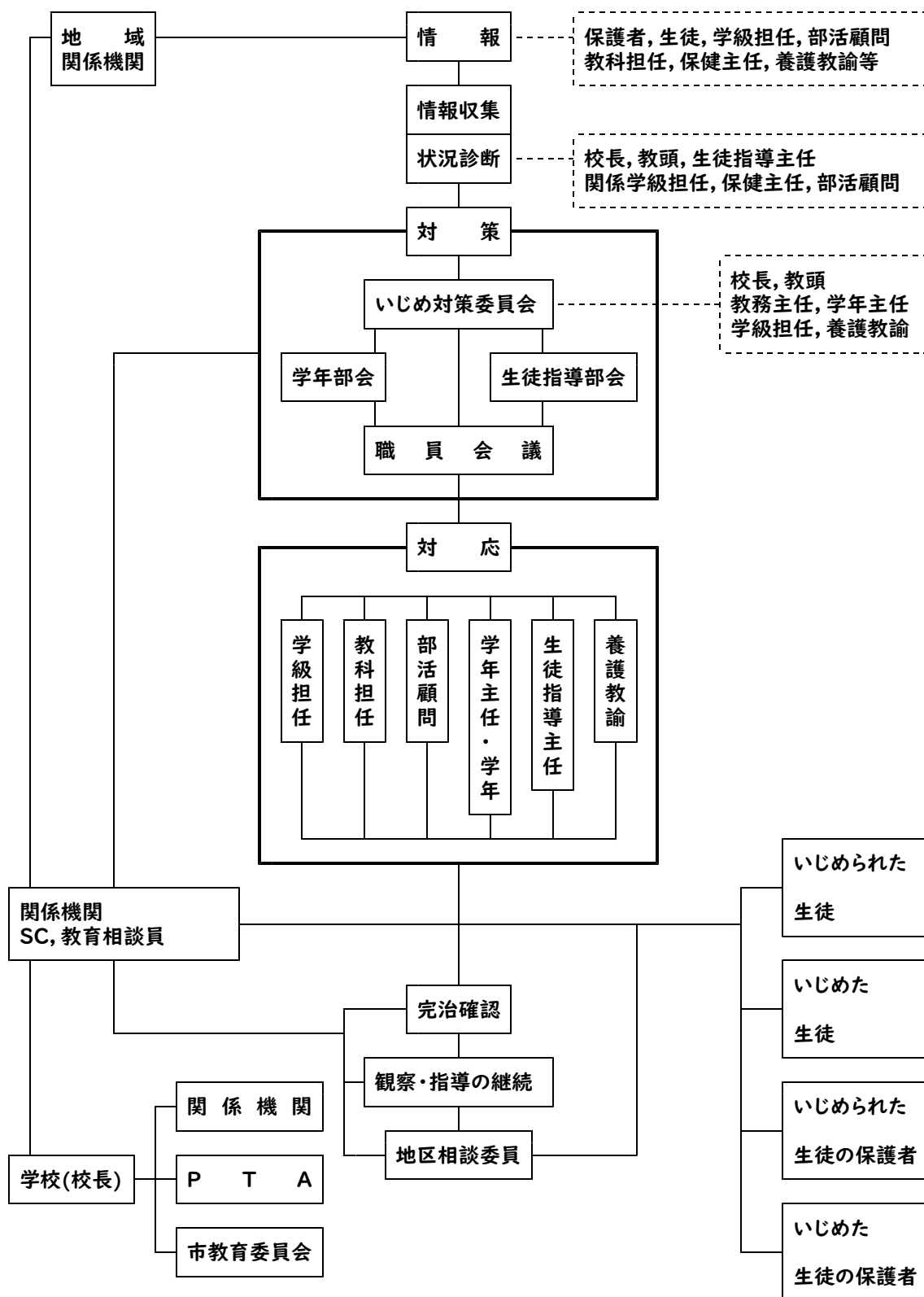
参考：『JRC 蘇生ガイドライン2015』（一般社団法人日本蘇生協議会）
平成24年度版体育活動時等における事故対応テキスト～ ASUKA モデル～をもとに作成
公益財団法人日本 AED 財団 HP



3 いじめ・不登校生徒への対応の要点

1 いじめ問題行動等対策の組織

日置市立伊集院中学校



2 いじめ等問題行動への対策マニュアル

I いじめ問題から学ぶこと

- 1 いじめは学校に子どもがいる限り、どこにでも起こりうる。
- 2 解決したと思える事例でも、再発する可能性がある。
- 3 部活動での発生日例を踏まえ、異年齢集団における社会性の育成や個性の伸長を図る。
- 4 保護者との緊密な連携を図り、誠実に対応する。

II いじめに対応する基本姿勢

学校がなすべきこととして

- 1 いじめはいじめ側の問題があるという共通理解を図る。
- 2 実効性ある、地道で粘り強い指導態勢を確立する。
- 3 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的な生徒指導を展開する。
- 4 家庭、地域、関係機関との連携を深める。

III 学校としての組織的な取組

1 校長、教頭として

- (1) 生徒指導の在り方や方針を示し、職員会議等でそれらの徹底を図る。
- (2) 毎日、保健日誌等の確認をし、生徒の出欠状況を確認する。
- (3) 自校の問題として、いじめ問題克服の重要性を全教職員に呼びかける。
- (4) 関係諸機関との連携協力の態勢を確立する。

2 生徒指導主任(学年係)として

- (1) 学校全体のいじめの実態把握に努め、各学年の生徒の状況を把握する。
- (2) 校長、教頭に気にかかる生徒の状況を報告する。
- (3) 保健室との連絡体制を密にする。
- (4) 授業中にトラブル等があったときの対応の手順を明確にする。
- (5) 教育相談の態勢を整え、適切な活動をする。

3 学年主任(学年)として

- (1) 学年会等で生徒についての情報交換を実施する。
- (2) 生徒の状況に合わせた指導の確認を行う。
- (3) 毎授業の出欠を確認し、必要に応じて適切に対応する。
- (4) 気になる生徒の指導を担当に任せきりにせず学年全体で対応する。
- (5) 学年として、担任への協力態勢をとる。
- (6) 学年朝会等で、いじめの根絶についての話し合いをさせる。

4 学級担任として

- (1) いじめは許さないという学級の雰囲気をつくる。
- (2) 生徒の様子を見て、変化に気付いたら声かけをする。
- (3) 保健室での生徒の様子を常に把握する。
- (4) 気になる生徒の授業での様子や活動等の様子を把握する。
- (5) 道徳や学級活動等の時間に、いじめ問題を取り上げて指導する。
- (6) 家庭への連絡を密にし、いじめの有無や状況等について把握するようにする。

5 養護教諭として

- (1) 健康観察の集計等を速やかに校長、教頭、学年へ連絡する。
- (2) 学級担任、教科担任との連携を常にする。
- (3) 心の健康づくりのため、健康相談等を行う。
- (4) 情報を速やかに担任に報告する。

IV いじめ問題に対する学校の取組

- (1) いじめが学校、学級にあるという認識を持ち、いろいろな方法で実態把握をする。
- (2) 生徒の日々の顔の表情や言動、交友関係、服装などの変化等、何らかの情報発信を触れ合いや生活日誌等で的確に読みとり、状況把握に努める。
- (3) 欠席者、遅刻、早退の場合、理由や所在を確認し、養護教諭、保護者との連携を密にし、不審なことがあったら家庭訪問をし、的確な対応を取る。
- (4) 生徒や保護者からの相談や訴えについては、親身に応じ、原因を探り、的確な対応を取る。
- (5) 担任一人で解決しようとせず、校長(教頭)に必ず報告し、学年部、生徒指導部、養護教諭等と連携し、早急な解決に取り組む。
- (6) いじめた生徒に対しては、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを保護者と連携しながら根気強く指導する。
- (7) いじめが解決したと思われる場合でも、いじめられた生徒が再度いじめられることがないように継続して注意

- を払い、指導を行う。
- (8) 家庭や地域におけるいじめ等に関する情報が、学校に寄せられるよう開かれた学校づくりに努めるとともに伊集院中学校区いじめ問題等対策協議会やPTA等との協力態勢を確立する。
- (9) すべての生徒に対し、道徳の時間を中心にすべての教育活動を通して、生命や人権の大切さについての指導を徹底する。また、悩みや苦しみは、誰かに相談することで緩和されることを指導する。
- (10) 学級活動や生徒会活動などの場を利用し、生徒自身がいじめ問題に主体的に取り組む態度を育成する。また、教師自身の指導力を高めるための研修を行う。

いじめが起きた場合の対応策

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、双方の家庭の協力を求めることが大切です。

いじめられた子どもへの対応

- 1 いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭、地区相談員等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- 2 決して一人で悩まず、必ず親や教育相談員、教師など誰かに相談すべきことを十分指導する。
- 3 いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- 4 いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
- 5 子どもの長所を積極的に見付け認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通してやる気を起こさせ、自信を持たせる。
- 6 いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や「転校」措置等の弾力的な運用を図る。

いじめた子どもへの対応

- 1 まず、いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- 2 当事者だけでなくいじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
- 3 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- 4 いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、何がいじめであるかを分からせる。
- 5 いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- 6 いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、その時の指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- 7 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめた子どもに対する出席停止や警察等の協力を得た厳しい対応策をとる。

いじめられた子どもの保護者への対応

- 1 いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- 2 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- 3 いじめについて、学校の把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- 4 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じて個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- 5 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認められることを伝える。
- 6 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

いじめた子どもの保護者への対応

- 1 いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく、悲しい気持ちに気付かせる。
- 2 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- 3 いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分 言い聞かせてもらうよう要請する。
- 4 子どもの変容を図るために、子どもとの今後のかかわり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

家庭で分かるいじめ発見チェックポイント

保護者から子どもの家庭での様子について以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導にあたる必要がある。

- 1 衣類の汚れや破れが見られたり、よく怪我をしたりしている。
- 2 風呂に入りたがらなくなり、裸になるのを嫌がる。
- 3 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 4 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 5 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 6 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 7 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- 8 いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 9 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 10 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 11 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- 12 ナイフ(刃物)等を隠し持つことがある。
- 13 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 14 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出す。
- 15 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 16 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 17 不審な電話やいやがらせの手紙が来る。友人からの電話で急な外出が増える。
- 18 「どうせ自分はダメだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 19 投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- 20 テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

3 不登校生徒への対応について

(1) 不登校とは

不登校とは、なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくとも、できない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

(2) 不登校のタイプ

区 分	区 分 の 説 明
① 学校生活に起因する型	いやがらせをする生徒の存在や教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の原因から登校せず、その原因を除去することが指導の中心となると考えられる型。
② あそび、非行型	遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない型。
③ 無気力型	無気力でなんとなく登校しない型。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
④ 不安など情緒的混乱の型	登校の意志はあるが、身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴えて登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない型。
⑤ 意図的な拒否の型	学校へ行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない型。
⑥ 複合型	上記の型が複合していて、いずれが主であるか決めがたい型。
⑦ その他	上記のいずれにも該当しない型。

(3) 不登校タイプ別状況確認

タイプ	情 緒 的 混 乱 型	無 気 力 型	遊 び ・ 非 行 型
不登校を始める前の状況	・頭痛、腹痛、発熱、気分不良などの心身の不調を訴えて登校を拒む。 ・月曜日や連休明けに休むことが多い。	・何となく学校を休むことがある。 ・心身不調の訴えは殆どない。	・学校よりも校外の遊びに関心を示す。 ・心身不調の訴えは殆どない。
学校を休んでいるときの様子	・一步も外へ出ない。 ・対人的な接触を避ける。 ・昼夜逆転の生活を送っている。	・家でぶらぶら過ごす。 ・外出（一人歩き）はできる。	・仲間と群がって歩く。 ・逸脱、反社会的な行動を起こしやすい。
登校の働きかけに対する反応	・すくみ反応が顕著に認められる。 (朝、布団を頭からかぶる)	・すくみ反応は殆ど見られない。 ・登校勧誘に応じ、一過性に登校することがある。	・すくみ反応は全く見られない。 ・反抗的な態度を示すことが多い。

(4) 不登校に対する理解と対応(状況別)

① 欠席し始めた場合

- ・欠席し始めた生徒については「友達とはどんな生徒たちか」「友達関係はうまくいっているか、友達の数はいくつか」「授業中の態度はどうか」「最近変わった様子はないか」「勉強の面はどうか」等の視点から、担任として考えて見ることも大切である。
- ・そこで生徒が、学校生活を生き生きと過ごしていない場合には、本人の気持ちを少しでも聞くなど慎重に対応する必要がある。欠席に対して「少々具合が悪くても学校へ行きなさい」「大事な時期だから休むなよ」などの言葉を担任が励ましたつもりで何気なくかけても生徒によっては「叱られた」「注意された」「先生は私の気持ちなどわかってくれない」と受け止めることがあるからである。

※ まず、子どもの心(訴え・悩み)を受け入れ、励ます姿勢が大切

- ・一方、生徒の欠席について一般的には、家庭からの連絡や欠席届で処理しがちである。しかし、病気を欠席理由とする生徒の中には、「勉強がわからないのでいやだ」「仲間と仲良く過ごせない」「いじめられるからいやだ」「学校がつまらない」など学校への不適応感が高じて、身体的症状(頭痛、腹痛、吐き気)に出してくる場合も多く見られる。
そこで、担任として大切なことは病気という欠席理由をまずは受け止め「度々、病気になっておかしいな」と不審に思っている気持ちを不注意に言葉にすることは避けた方がよい。
- ・欠席理由への疑問を担任が感じた時こそ、欠席を軽視することなく、その生徒の様子をかかわろうとする関わり方が大切である。
また、生徒の欠席について担任と保護者が電話や面接で話すときは、欠席理由だけを聞くのではなく、「お母さんから見て心配な事は?」「普段はどんな風に過ごしていますか」なども話題にして、できるだけ保護者に気になっているいろいろなことが話しやすい雰囲気をつくることも、配慮として大切な点である。

② 欠席が継続的になった場合

- ・欠席が増加してきたとき、担任は本人に対してどのような援助をしたらよいのであろうか。
それにはまず、本人の状態や気持ちを、電話連絡や家庭訪問をすることによって、的確に把握することから始めることが大切である。
具体的には、担任が本人に電話を入れてみたとき、電話にでられるようであれば、「もう、元気になったかな?」と声をかけ、学校行事や諸連絡をするなどして、担任との関係を保つように心がけたい。そこで、家庭訪問を試みるなど、他の方法を考えていく必要がある。家庭訪問では、担任と本人が直接会えば「一番、興味があることは何か?」とさりげなく、本人の関心事から接近し、共通の話題から生徒と同じ次元に立つようにしたい。また、本人が担任と直接会うことを拒否し、自室に閉じこもっているようであれば、母親などから本人の最近の様子を聞くにとどめ、性急に本人に近づくようなことは避けたほうがよい。
- ・このように、本人の気持ちや状況を把握し、担任との間に信頼関係を築いた上で、次に担任としてどのような援助が可能であるかを考えていく必要がある。友人とのささいなことを気にしたり、仲間とうち解けられず孤立感を抱いているような生徒には、本人が脅威に感じないような、なるべくうまく付き合えそうな友人を近づけて、仲間作りを試みるのもよい。
また、勉強のことが気になっている生徒には、ノートの貸し借りの橋渡しをするのもよいし、以前から親しくしている友人とのペア学習の方式を取り入れてみるのも一方法であろう。そして、学習から落ちこぼれて教室に居場所が見つけられないと感じている生徒には、他に集中できるもの、たとえば、部活動や趣味、スポーツ等に打ち込めるような手だてを講じたい。
- ・一方、親は学校には行かない子どもに理由を聞くであろう。子どもは、苦しさまぎれに「友達が○○だから」「先生が○○だから」とその理由を学校の中に見つけ出す。そして、親はそれを信じ、学校に対して攻撃してくることがよくある。担任は、この親の訴えや主張について納得がいかない場合もある。しかし、まずは親の訴えに耳を傾け、混乱している親の気持ちを十分に察していくことが大切である。

③ 欠席が長期化した場合

- ・前年度から不登校傾向があったり、学期始めに数日出席した後は欠席が続くなど、欠席が長期化している場合がある。担任が家庭訪問を繰り返しても、友達が迎えに行っても、親と何度も話し合っても、登校の兆しが見えないことがある。
このような場合、その生徒の不登校は家庭が抱えている問題に深く根ざしていることが多い。学校側の対応だけでは解決に、向かわないと思われるときは専門機関への紹介も必要であろう。しかし、こういった専門機関を親は「問題を持つ子供の通う所」といったイメージで受け止めたり、担任に「やっかいもの」のように扱われたと思って、紹介を拒むこともあるので十分に話し合ったうえで紹介する事が大切である。

- 一方、担任は欠席が長期化してしまうと、ややあきらめの状態に陥りがちである。迎えにいった友達に会いもしないし、担任が家庭訪問すると隠れて出てこなかったりすると、本人は学校への関わりを一切拒否しているように見えることもある。しかし、本人は学校への関心を意外に強く持っているのである。だからといって、担任や友人が、拒否している本人に対して無理に関わろうとすれば、それは本人にとって脅かしとしかならない。
こういった場合には、連絡のプリントを届けたり、学校の様子をたまに手紙で知らせたり、親に電話で行事予定を知らせるなど、本人に対して精神的圧力とならないように配慮しながら、長期にわたって関わるのが大切である。同時に、級友の間にもその生徒の存在を忘れさせないような配慮が必要である。
- また、非行などで反社会的な問題が無く、家庭では困ることがない場合、子供が学校を休んでも親はあまり問題意識がないこともある。こういった親のもとでは、子供も登校意欲が低く、いわゆる「怠学」といわれる場合が多い。「卒業さえすれば何とかする」と考えている親や生徒に対して、いやなことから逃げてばかりいては社会生活も送れないこと、登校することの重要性を伝える必要がある。時には、親子と話し合っ、「あと何日登校できるか、本人の努力した様子を見て進級や卒業を決める」ことや、「いやでも取り組むように迫る」など、本人や親にとっては、かなり厳しいと思われる対応もある効果がある。ただ、一見「怠け」のように見える生徒の中には、登校しなくてはいけない気持ちは十分にありながらも登校できない神経症的な要因が絡んでいることが多いので、留意する必要がある。

④ 再登校した場合

しばらく欠席していた生徒が登校するとき、大勢の級友の中へ「自分はうまく入っていけるだろうか」と心配と不安が高まり、かなり緊張する場合が多い。生徒の緊張感を和らげるために、まずは保健室や、空いている教室に登校させ、慣れてから教室へ戻すという方法もある効果がある。
性急に他の生徒と足並みをそろえようとせず、まずは本人を見守りながら、「どうだ、いやなこと、つらいことはないか」など本人の様子や反応を見ながら、関わっていくことが大切である。
登校できたら本人にとって、学校生活における成就感を体得させることも大切な対応である。

(6) 関係機関との連携

生徒が不登校に陥って、ゆきずまった場合、以下の関係機関との連携、相談を試みてはどうか？

- 〈 訪問相談 〉
- ・日置市教育委員会 TEL 099-273-2111 (日置市役所代表)
 - ・鹿児島県総合教育センター TEL 099-294-2311
 - ・家庭教育カウンセリング TEL 099-256-7717
 - ・法務局 (子供の権利相談) TEL 099-259-0680
- 〈 電話相談 〉
- ・家庭教育テレフォンサービス TEL 099-256-7717
 - ・子供電話相談 TEL 0120-783-574
099-294-2700
 - ・子供の権利110番 TEL 099-259-7830

〈 適応指導教室 〉

- ・ふれあい教室 TEL 099-272-4005
不登校(小・中学校に登校したくても登校できない状態)の児童生徒へのきめこまかな支援を行うことで、児童生徒の学校復帰(社会的自立)を支援するための教室です。

(7) 不登校傾向のサイン

時間とのかかわり	・遅刻、早退、無断欠席、特定の曜日に欠席が多くなる。
物や空間とのかかわり	・忘れ物が多くなる。 ・身の回りの整理整頓が無頓着になる。
人間とのかかわり	・友人と遊ばなくなる。 ・無口になり、教師を避ける。
身体とのかかわり	・頭痛、腹痛、体調不良などを訴え、保健室を訪れる事が多くなる。
学習とのかかわり	・学習意欲がなくなり、学業成績の急激な変化がある。

4 日置市教育情報セキュリティポリシー

日置市教育情報セキュリティポリシー（日置市立伊集院中学校）

1 目的

本校において各種の教育情報システムが取り扱う情報は、児童生徒、保護者、教職員などの個人情報及び学校運営上の情報など、学校外に漏えい等をした場合に極めて重大な人権侵害などを招くものが多数含まれている。

したがって、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク、情報機器及び情報システムを様々な脅威から防御することは、学校の財産・プライバシーを守るためにも、また、学校経営、校務の安定的な処理の上からも必要不可欠であり、また、このことが各学校に対する市民の信頼の維持向上に寄与するものである。

そこで、児童生徒、保護者、教職員などの個人情報及び学校運営上の重要な教育情報を保護し、適切に管理・運用するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するために、本校の情報セキュリティポリシーを定める。

2 本ポリシーの対象者について

学校情報資産に関する業務に携わるすべての教職員（臨時的任用講師・職員、一般職非常勤職員等を含む「以下、「教職員等」という。」）及び外部委託事業者は、本学校情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負うものとする。

3 情報資産の分類

(1) 情報資産の分類

情報資産は、機密性、完全性及び可用性により、次のとおり分類し、必要に応じて取扱制限を行うものとする。

【機密性による情報資産の分類】

分類	分類基準	該当する情報資産のイメージ
機密性3	学校で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報資産	特定の教職員のみが知り得る状態を確保する必要がある情報で秘密文書に相当するもの
機密性2B	学校で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産	教職員のみが知り得る状態を確保する必要がある情報資産（教職員のうち特定の教職員のみが知り得る状態を確保する必要があるものを含む）
機密性2A	学校で取り扱う情報資産のうち、直ちに一般に公表することを前提としていないが、児童生徒がアクセスすることを想定している情報資産	教職員及び児童生徒同士のみが知り得る状態を確保する必要がある情報資産（教職員及び児童生徒のうち特定の教職員及び児童生徒のみが知り得る状態を確保する必要があるものを含む）
機密性1	機密性2A、機密性2B又は機密性3の情報資産以外の情報資産	公表されている情報資産又は公表することを前提として作成された情報資産（教職員及び児童生徒以外の者が知り得ても支障がないと認められるものを含む）

【完全性による情報資産の分類】

分類	分類基準	該当する情報のイメージ
完全性2B	学校で取り扱う情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、学校関係者の権利が侵害される又は学校事務及び教育活動の的確な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがある情報資産	情報が正確・完全な状態である必要があり、破壊、改ざん、破損又は第三者による削除等の事故があった場合、業務の遂行に支障ある情報
完全性2A	学校で取り扱う情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、学校関係者の権利が侵害される又は学校事務及び教育活動の的確な遂行に軽微な支障を及ぼすおそれがある情報資産	情報が正確・完全な状態である必要があり、破壊、改ざん、破損又は第三者による削除等の事故があった場合、業務の遂行に軽微な支障がある情報
完全性1	完全性2A又は完全性2Bの情報資産以外の情報資産	事故があった場合でも業務の遂行に支障がない情報

【可用性による情報資産の分類】

分類	分類基準	該当する情報のイメージ
可用性2B	学校で取り扱う情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、学校関係者の利害が侵害される又は学校事務及び教育活動の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く）を及ぼすおそれがある情報資産	必要なときにいつでも利用できる必要があり、情報システムの障害等による滅失紛失や、情報システムの停止等があった場合、業務の安定的な遂行に支障がある場合
可用性2A	学校で取り扱う情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用可能であることにより、学校関係者の権利が侵害される又は学校事務及び教育活動の安定的な遂行に軽微な支障を及ぼすおそれがある情報資産	必要な時にいつでも利用できる必要があり、情報システムの障害等による滅失紛失や、情報システムの停止等があった場合、業務の安定的な遂行に軽微な支障がある情報
可用性I	可用性2A又は可用性2Bの情報資産以外の情報資産	滅失、紛失や情報システムの停止等があっても業務の遂行に支障がない情報

(2) 情報資産の例示

情報資産の分類					情報資産の例示		
重要性 分類	定義	機密性	完全性	可用性	校務系	学習系	公開系
I	セキュリティ侵害が教職員児童生徒の生命、財産、プライバシー等への重大な影響を及ぼす。	3	2 B	2 B	・教職員の人事情報 ・入学者選抜問題 ・教育情報システム仕様書		
II	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に重大な影響を及ぼす。	2 B	2 B	2 B	○学籍関係 ・卒業証書授与台帳 ○成績関係 ・評価一覧表 ○指導関係 ・事故報告書、記録簿 ○進路関係 ・卒業進路先一覧 ○健康関係 ・健康診断票 ・健康診断に関する表簿 ○児童・生徒に関する個人情報 ○学校教職員に関する個人情報 ○教職員に割り当てた機密性の高い情報 ・情報システムログインID/PW 管理台帳 ・情報端末ログインID/PW 管理台帳	○児童生徒の学習系情報 ・学習システムログインID/PW 管理台帳 ・学習用端末 ID/PW 管理台帳	
III	セキュリティ侵害が学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼす。	2 A	2 A	2 A	・児童生徒の氏名 ・出席簿 ・名列表 ・座席表 ・児童生徒委員会名簿 ・学校運営関係 ・卒業アルバム ・学校行事の児童生徒写真	○学校運営関係 ・授業用教材 ・教材研究資料 ・生徒用配布プリント ・児童生徒の学習計画情報 ・児童生徒の学習記録（紙媒体、電子媒体） ・学習活動の記録（写真・動画）	
IV	影響をほとんど及ぼさない。	1	1	1			○学校運営関係 ・学校要覧 ・学校紹介ハンドブック ・学校行事のしおり ・学習活動の記録 ※保護者の承認がある場合、以下は公開可能 ・学校行事等の児童生徒の写真 ・学習活動の記録（動画、写真、作品等）

【参考：文部科学省教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインハンドブック（令和3年5月）】

4 組織・体制等について

- (1) 校長は、学校最高責任者として全ての学校情報セキュリティに関する権限及び責任を負うものとする。また教頭を学校情報管理者とする。
- (2) 教職員は、本校情報セキュリティポリシーの内容を遵守しなければならない。
- (3) 校務分掌に、学校情報担当者またはそれに類する者を置く。
- (4) 教職員は、校内で知れた学校情報をいかなる場合も学校外で漏らしてはならない。
- (5) 新任者については、学校情報セキュリティに関する研修を行い、受講させなければならない。
- (6) 学校情報システムで使用する媒体・ファイルにはパスワードを設定するものとする。そのパスワードは、第三者に推測されにくいものとし、その管理は、学校最高責任者及び学校情報管理者または学校情報担当者の下で厳重に管理・運用するものとする。
- (7) 鹿児島県域ドメインの管理については主に学校管理職によって行われるものとするが、校務分掌の引継ぎ等に際して、学校情報担当者もこの管理を行えるものとする。



5 学校最高責任者の職務

- (1) 校長室、職員室、コンピュータ室、GIGAスクール用タブレット、普通教室等に設置されているハードウェア・ソフトウェアの利用状況を把握するとともに、不正使用や盗難に対して必要な管理を行う。
- (2) 教員、児童生徒の利用が利用目的に適合しているかについて、教育委員会や外部委託事業者等の協力を得ながら情報の送受信状況を把握する。
- (3) 学校から発信する情報及び受信する情報に対して、人権尊重上の配慮、個人情報の保護、有害情報の送受信、及び著作権の保護等について管理・監督する。
- (4) (3)について、教職員へ研修等を利用し適切に指導するとともに、教員が児童・生徒へ適切な指導を行っているか監督する。
- (5) コンピュータやネットワークのセキュリティの状況を把握する。
- (6) 学校が作成したホームページやブログ等の公開について承認する。
- (7) 鹿児島県域ドメインの管理について適切に運用しているか監督・指導を行う。

6 学校情報管理者の職務

- (1) 最高責任者に対して、必要な報告を行う。
- (2) 職員室、コンピュータ室、GIGAスクール用タブレット、普通教室等に設置されているハードウェア・ソフトウェアの日常的な利用状況を把握するとともに、コンピュータ室やタブレット保管庫の鍵の管理、故障状況、消耗品の使用状況等を把握する。
- (3) 学校から発信する情報及び受信する情報等を常に把握し、問題が発生した場合はしかるべき対応を行う。
- (4) コンピュータやネットワークのセキュリティに関する監視と調査を行う。
- (5) ホームページやブログ等に掲載される継続的な情報について作成計画をたて、修正・訂正すべき点への適切な処理をする。
- (6) 有害情報に関する調査を行う。

7 情報・ネットワーク管理について

- (1) データの取り扱い
 - ① 学校情報管理者及び学校情報担当者は、教育系ネットワーク（コンピュータ室並びにGIGAタブレット）、並びに校務系ネットワーク（校務用パソコン）のフォルダ管理を行う。また、USBメモリやSDカード、CD-R等の入力記憶媒体（以下「記憶媒体」という）の使用許可が学校最高責任者よりあった場合、それらの記憶媒体は、市教育委員会に使用許可申請を行い、全て施錠できる場所に適切に保管しなければならない。また、使用時においても、学校最高責任者の許可を得るものとする。但し、大容量の外付けハードディスクドライブは市教育委員会としてその使用を許可しない。
 - ② 学校情報管理者及び学校情報担当者は、学期末や学年末に共通フォルダの保存データの整理・削除を行い、個人フォルダの保存データの整理・削除を指導する。特に、長期保存が必要なものを除き、転出児童・生徒や卒業生のデータの削除を忘れずに行うものとする。ただし卒業や転校の際の県域ドメイン内でのファイル整理や移行については、これを行わない。
 - ③ 児童生徒や保護者、教職員の個人情報が入ったPCや外部記憶装置の校外への持ち出しは原則禁止とする。ただし教育委員会や学校最高責任者の許可があった場合はこれを例外とする。
 - ④ 重要な個人情報を廃棄する場合は、データの消去及び粉碎等により確実に処理するものとする。
- (2) パソコンの管理
 - ① 私人が所有するPCやタブレットの学校内での使用は原則これを禁止とする。但し特別な事情がある場合には、様式Iの申請書を提出の上、学校最高責任者の許可を得て、使用することができる。この場合、校内ネットワークへの接続は禁止であり、また該当端末においては、最新の情報が適用されたウィルス対策ソフトがインストールされていることを条件とする。
 - ② 児童生徒や保護者、教職員の個人情報を管理・作成する際は、校務ネットワークに接続された校務用端末のみで行うことを原則とし、教育用ネットワークで使用する端末では行わない。

- ③ 校務用端末の校外への持ち出しは禁止とする。
- ④ GIGAタブレットの校外への持ち出しは、学習での使用に限定しこれを可とするが、学校最高責任者の許可を要する。
- ⑤ 当該学校の教職員等以外の者が校務用端末や学習用端末を起動しデータ等を参照することは厳禁とする。ただし業者によるメンテナンス等は学校最高責任者の許可のもとと行えるものとし、またICT支援員による支援業務についてはこれを例外とする。
- (3) IDやパスワードについて
 - ① 不正アクセスを防止するため、パスワードの管理は適切に行う。
 - ② 県域ドメインのID・パスワードについても①と同様とするが、学習を円滑に進めるために児童生徒や保護者、教職員の個人情報を一覧で管理する場合には、児童生徒を含む不特定多数の者が閲覧できないよう、十分な配慮のもと管理する。
 - ③ パスワードの情報流出が疑われる場合には即時学校最高責任者へ報告し、教育委員会や機器管理等の外部委託事業者と連携の上、その状況について調査を行うものとする。
- (4) ソフトウェアや周辺機器について
 - ① 校務用PCに、ソフトウェアを勝手にインストールすることは禁止とする。やむを得ずインストールしなければならない場合には、学校情報管理者及び学校情報担当者と協議し、学校最高責任者の許可を得て(様式)校内LANシステム変更承認申請書により教育委員会に申請し、許可を得てインストールするものとする。
 - ② GIGAスクールタブレットについても①と同様とするが、インストールについては原則、教育委員会が機器管理等の外部委託業者に依頼し、管理ソフトによる自動インストールを実施する。
 - ③ PCには許可されたもの以外の機器を接続してはならない。またBluetooth等無線接続についても同様とする。
- (5) ネットワーク設定について
 - ① 校務用PCのネットワーク設定を変更してはならない。
 - ② 校務用PCを外部ネットワークと接続してはならない。
 - ③ GIGAスクール用端末についても上記①②同様とする。
- (6) ウィルス対策について
 - ① 不審なメールに添付されたファイルは、決して開かず削除する。
 - ② 不審な広告や警告メッセージ等が表示された場合は、直ちに市教育委員会へ報告すること。
 - ③ ウィルスを検知した場合には、直ちに学校情報管理者に報告し、学校最高責任者の指示のもと、ウィルス対策ソフトのウィルス駆除機能を使用し、ウィルスの駆除又は隔離若しくは、削除するとともに市教育委員会へ報告すること。必要に応じてICT支援員や機器管理等の外部委託事業者と連携をとること。
 - ④ 学校最高責任者、学校情報管理者及び学校情報担当者は、ウィルス等の最新情報を積極的に把握し、この危険性について教職員への周知を行うこと。
- (7) インターネットの利用
 - ① インターネットの利用は、学校最高責任者の責任のもとで行うものとする。
 - ② インターネットやメールの使用は、教育活動上での利用(学習活動や児童の情報活用能力の育成、指導上の資料の収集、情報交換等)に限定し、教育の推進や向上を目的として行う。
 - ③ 利用に当たっては、ガイドラインに定められた事項を守り、適切に行う。個人情報の取り扱いには十分配慮する。
 - ④ 教職員は、人権尊重、個人情報の保護、著作権等に配慮し、インターネットの活用方法については、児童の発達段階に応じ、適切に指導するとともに、児童の情報モラルの育成を図る。またこの育成に当たっては外部の専門家(ICT支援員を含む)を積極的に活用し、常に最新の情報モラル教育が行えるように計画すること。
- (8) HP(ホームページ)の開設・情報発信
 - ① 学校HPは、学校の教育活動を主体として作成し、学校最高責任者の許可を得た上で公開する。
 - ② HPに掲載した情報については、学校最高責任者が責任を負う。
 - ③ HP管理については、学校最高責任者から委任された者または学校情報管理者が中心となって取り扱うものとする。
 - ④ 教職員等は、不特定多数による閲覧のあることを十分踏まえページを作成する。
 - ⑤ 児童生徒の個人情報は、安全確保のため原則として掲載しない。ただし、校長が教育上特に必要であると認めた場合には、
 - ・ 個人が特定されない
 - ・ 本人及び保護者の同意が得られている
 の2点を遵守した上で掲載を行うこと。これについては必要な措置をPTA総会等の機会を得て行うこと。

8 評価・見直し

(1) 自己点検

① 実施方法

- ・ 学校最高責任者は、教育情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、毎年度及び必要に応じて自己点検を行わなければならない。

② 自己点検結果の活用

- ・ 教職員等は、自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。
- ・ 学校情報管理者及び学校情報担当者は、この点検結果を情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(2) 教育情報セキュリティポリシー及び関係規程等の見直し

学校最高責任者、学校情報管理者及び学校情報担当者は、自己点検の結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等をふまえ、情報セキュリティポリシー及び関係規程等について毎年度及び重大な変化が発生した場合に評価を行い、必要があると認めた場合、改善を行うものとする。

生徒用PC等（GIGAスクール構想）の運用について

令和4年4月21日

GIGA, セキュリティ, HP係

1. 生徒PCの配置

(1) 1人の生徒が、1台のPCを3年連続で使用する。

- ・入学時に貸与する。（原則学校保管。今年度は持ち帰りも予定）
- ・学校の活動であっても、校内のみで使用。校外持ち出し禁止。（市の規定）
- ・年度毎に旧クラスから新クラスへの移動をする。
- ・卒業時に整備し、次の新入生に引き継ぐ。
- ・番号は学年で割り振り、管理する。

(2) わかば、ひだまり学級は、各教室に配置する。

- ・保管場所の確保をお願いします。

2. 授業での運用（使用状況等に応じて見直しを行う）

(1) 使用時間（原則） 1校時～6校時までの授業時間。1時間毎の使用とする。

- ・朝、昼休み、放課後は使用しない。（必要な場合は職員監督のもとで使用）
- ・授業担当者の指示でラックから出し、授業終了時までにはラックに戻す。
- ・移動教室に使用する場合は、解錠、施錠を教科担任で行う。

(2) 上記の使用法を原則とするが、生徒の状況に応じて、管理職への打診、職員会議を経て、
学年単位で変更可能とする。→クラス単位でなく、必ず学年全体で統一する。

（例）担任が朝の学活で解錠、帰りの会で施錠する。授業で使う時、休み時間に準備可。

3. 生徒への指導

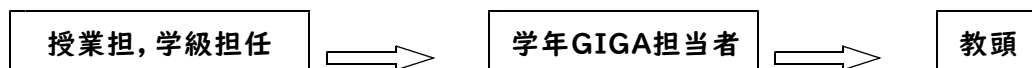
(1) 「タブレットPC活用 誓いのことば」（別紙）を利用して、生徒への指導を行う。

- ① 学習のために配置されたタブレットPCであるから、学習に集中すべきであること。
- ② 学校からの指導、ルールを守ること。
- ③ 公共の財産であり、大切に使うこと。
- ④ 自分のために、PCやネット利用のリテラシーを高めること。

以上について、事前に指導を行い、その後も必要に応じて確認の指導を行うこと。

(2) 故障等事故発生時

事故があった際の担当者は、事情を聞き取り、当日中に事故報告書（市様式）を作成し、
早急に修理依頼をする。



生徒から事情を細かく聞く 授業担へ事故報告書作成を依頼 市へ修理を依頼

4. データ保管

生徒が作成したデータはOneDrive（MS社）、Googleドライブなどクラウド上に保管する。
または、生徒共有に保管する。PC上（ローカルドライブ）に保管しない。

㊦ うまく使って楽しく学びます

- ・タブレットを使って、より積極的に授業に参加します。
- ・自分の考えを深めたり、広げたりするために、上手に活用します。
→「ロイロノート」のシンキングツールが利用できます。
- ・自分の考えをみんなに伝えたり、他の人の意見を知るために、上手に活用します。
→「ロイロノート」の送信・共有機能が利用できます。

㊧ ルールを守ります

↓番号は市の規定番号

- ・学習に関係のないことに使いません。先生の指示をよく聞きます。(1)
- ・こわれた時、何か異常が起きたときは、すぐに先生に報告します。(4)
→「こわした」時、と表現しないこと。臆することなく届けるよう配慮する。
ただし事実確認及び事後指導は厳格に。
- ・指示された時間、場所以外では使いません。
- ・新しいアプリをインストールしません。(13)
- ・アイコンの配置や壁紙などを勝手に変更しません。(12)

㊨ 大切に使います

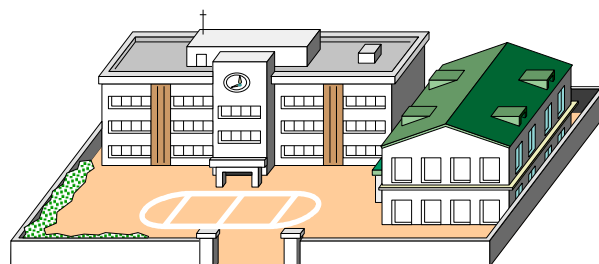
- ・なくさない、こわさないよう十分に気をつけます。(2)
- ・持ったまま走りません。地面においたままにしません。(3)
- ・日光が直接当たるところなど、高温の場所におきません。(4)
- ・画面は指で扱います。ペン先などがった物は使いません。(5)
→液晶画面はタッチパネルになっているため、ていねいに扱います。

㊩ 守る力を高めます

→自分自身を守る、ということです

- ・不審なサイトは絶対見ません。操作を誤ったらすぐ先生に報告します。(6)
- ・PC本体、ID・パスワードは他人に貸しません。
情報がもれたり、なりすましにあう危険があります。(7)
- ・氏名、住所、電話番号など個人情報、ネット上に不用意に書き込みません。(8)
→犯罪の被害者になる可能性があります。授業で公的な場書き込みすることはありません。
- ・ネット上に人を傷つけるようなことを絶対に書き込みません。(9)
→迷惑をかけるだけでなく、加害者として賠償責任を負う可能性があります
ネットは匿名ではありません。発信者は簡単にわかります。
- ・カメラは勝手に使いません。他人を撮影するときは必ず許可をもらいます。(10.11.)
→トラブルに発展することがあります。肖像権の侵害にもなります。

学校における 原子力防災マニュアル



日置市立伊集院中学校

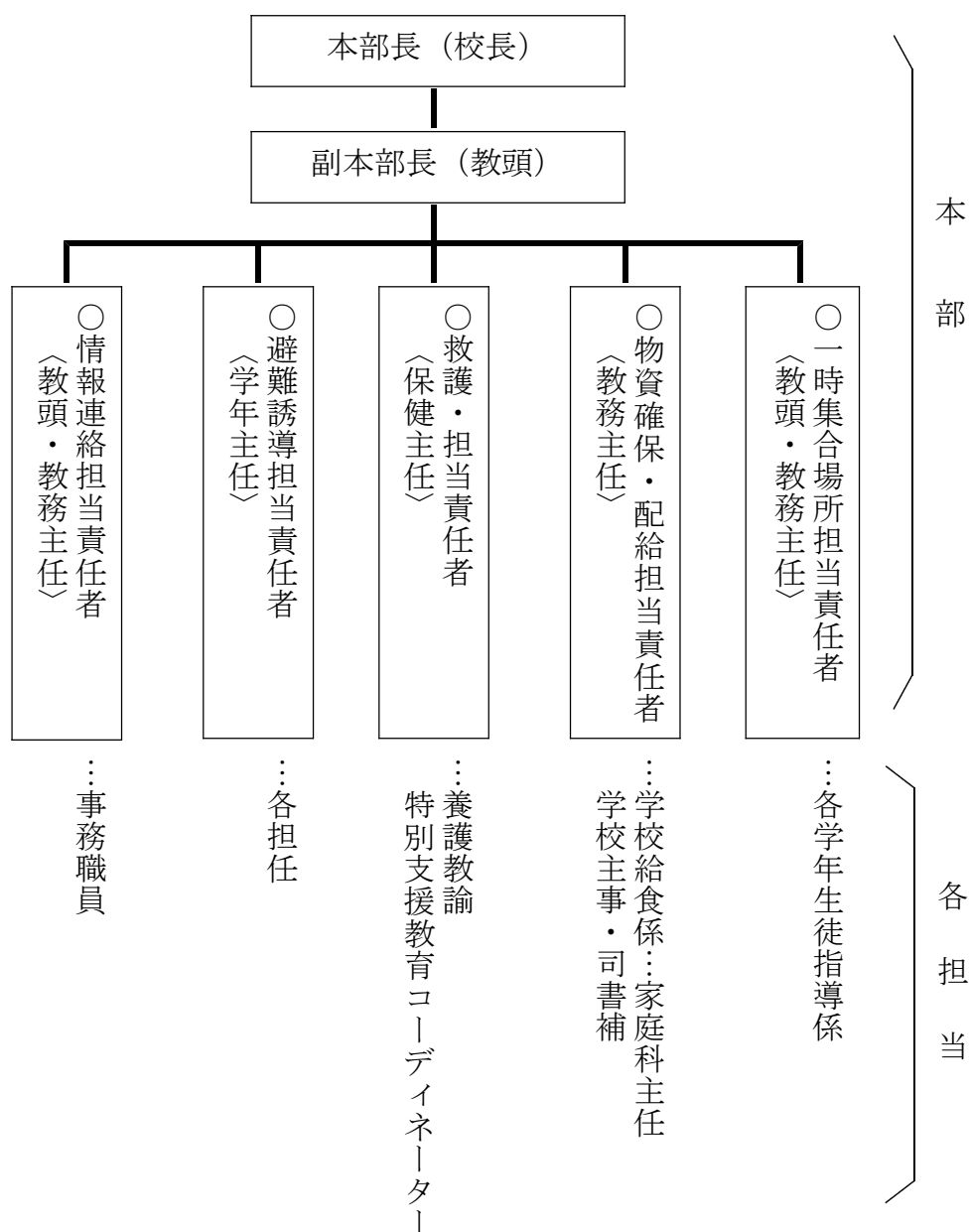
本校は、川内原子力発電所から30kmの位置にあり
UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)圏内となります。

I 日置市立伊集院中学校における原子力防災マニュアル

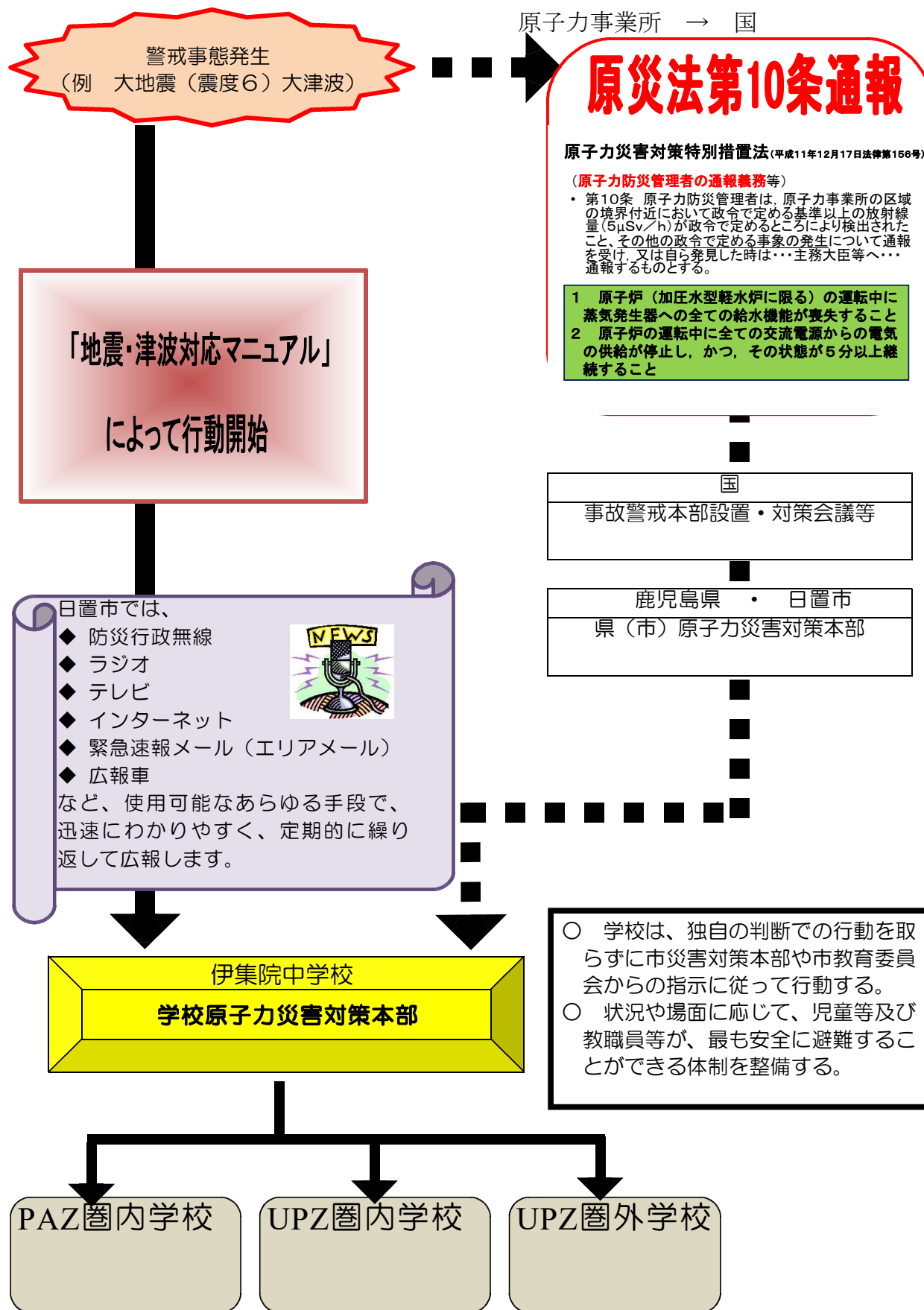
伊集院中学校原子力防災委員会組織

原子力災害が発生した場合、伊集院中学校では、校長を本部長、教頭を副本部長、企画委員を担当責任者として「伊集院中学校原子力災害対策本部組織」を整備し、原子力災害時の学校内における連絡体制や避難、屋内退避時における教職員の役割分担を明確にし、組織的な対応をとります。

伊集院中学校原子力災害対策本部組織図



2 原子力災害発生時の連絡体制及び避難計画



事故発生時の対応及び避難計画

伊集院中学校原子力災害対策本部

正確な情報の入手

市教委、防災行政無線、報道機関等から、正確な情報を得る環境を整備。

屋内退避の準備

屋内退避に備えた校内体制を整備。

緊急屋内退避 人員確認 保護者連絡 保護者引渡①

〈登校・在校中・下校〉

- 登校してきた、屋外にいた、下校途中に引き返してきた児童等を、速やかに屋内に退避させ、顔や手を洗わせうがいさせた後、避難準備をさせる。
- 各担当係は児童の出欠を確認し、副本部長へ報告する。
- 教室等の全ての窓を閉めるとともに、カーテンを閉めたり換気扇等を止めたりして外気を遮断する対策をとる。
- 学校の対応（避難）及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（電話連絡網・HP 掲載・マチコミメール）する。
- 保護者が迎えに来たら、速やかに引き渡す。（引渡①）

■伊集院中学校の避難先情報■

〈避難場所〉

〈避難先住所〉

〈避難先電話番号〉

〈避難先までのルート〉

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① | → | → | → | → |
| ② | → | → | → | → |

避難先での対応 保護者引渡②

- 避難先に迎えに来た保護者へ、児童を引き渡す。（引渡②）
- 避難解除の指示があるまで、避難先を学校の代替拠点とする。

月		4	5	6
保健目標		自分の身体(発育・健康状態)を知ろう。	健康診断の意義をよく理解し正しく受けよう。	歯を大切にしよう。梅雨期の健康に注意して生活しよう。
保健行事		保健調査 身体計測 視力検査 歯科検診, 眼科検診 耳鼻咽喉科検診	心電図 内科検診 尿検診	治療勧告
保健指導		①健康観察 ②望ましい生活リズムの確立 ③姿勢について	①健康観察 ③心の健康づくり ③下着着用の効果	①健康診断 ②正しい歯磨きと梅雨期の健康 ③熱中症について
安全指導		①春の交通安全週間 ②交通教室 ③安全点検	①通学路の安全確認 ②特別な通学路の確認・徹底 ③安全点検	①雨季の過ごし方 ②雨の日の歩き方 ③安全点検
給食指導		○給食時間の決まりを守り、楽しい食事の場をつくろう	○梅雨期における食事の衛生に気をつけよう	○梅雨期における食事の衛生に気をつけよう
体育指導		①年間体育実施計画作成 ②基礎体力の養成	①体力・運動能力調査 ②基礎体力の養成	①プール開き・プール使用のきまり ②基礎体力の養成
防火防災		①年間指導計画の作成・防災組織の作成 ②地域生徒名簿の作成 ③火元責任者カードの作成・設置	①避難訓練の実施(地震・津波対応) ②校区内の危険個所の確認 ③防災組織・消火器配置図の提示	
環境衛生	環境	①清掃区域の分担, 編成 ②清掃用具の配布 ③清掃指導週間	①清掃点検 ②石ころ、危険物拾い	①清掃点検
	緑化	①学級園の手入れ ②学級栽培用の種とピート板の準備 ③夏咲き草花の播種	①育苗計画の提示, 夏咲き草花の仮植	①学級園への定植
生徒会活動			歯磨き調査 虫歯予防ポスター	
学校安全に関する組織活動(研修含む)		・安全指導の徹底(ヘルメット着用等) ・教職員, 保護者の街頭指導	・救命救急研修 ・心肺蘇生法(AED)研修 ・熱中症予防に関する研修	・遠足・集団宿泊的行事における安全管理についての研修

月		7	8	9
保健目標		夏の健康に注意して生活しよう。	規則正しい生活をし、疾病の治療促進に努めよう。	スポーツに親しみ身体を鍛えよう。
保健行事				身体計測
保健指導		①健康観察 ②休業前の健康指導	①規則正しい生活	①健康観察 ②望ましい生活リズムの確立
安全指導		①水泳の時の安全 ②夏休みの安全指導 ③安全点検 ④集団下校	①安全点検	①秋の交通安全旬間 ②廊下・階段の歩行 ③安全点検
給食指導		○夏の健康について考えよう	○夏の健康について考えよう	○正しい食事のマナーについて確認しよう
体育指導		①水泳大会（学年別） ②基礎体力の養成	①プール開放（夏季休業中） ②基礎体力の養成	①基礎体力の養成
防火防災			①防火防災施設・器具の点検，整備	
環境 衛生	環境	①清掃用具の点検，整備 ②大掃除 ③清掃点検 ④校内美化週間 ⑤粗大ゴミ搬出		①清掃点検 ②清掃用具の配布 ③清掃指導週間
	緑化	①学級園の除草，散水指導 ②児童水かけ当番表の作成 ③水かけ当番の指導	①水かけ当番の指導 ②出校日の花園の手入れ	①春咲き草花の播種，除草，施肥
生徒会活動				
学校安全に関する組織活動（研修含む）		・校外指導・危険箇所点検（PTA 生活部との連携）	・校外指導・危険箇所点検（PTA 生活部との連携）	・教職員，保護者の街頭指導

月		1 0	1 1	1 2
保健目標		目を大切にしよう。姿勢を正しくしよう。	バランスのとれた食生活をしよう。	風邪の予防に努めよう。冬の体力づくりをしよう。
保健行事		視力検査 目の愛護週間 照度検査	持久走大会前の臨時健康診断	風邪予防週間
保健指導		①健康観察 ②目の愛護と姿勢の指導 ③風邪予防 その1	①健康観察 ②歯の治療の指導 ③風邪予防 その2	①健康観察 ②手洗い・うがいの指導 ③風邪予防 その3 ④休業前の健康指導
安全指導		①遠足等の安全指導 ②安全点検	①校内での安全な遊び ②安全点検	①冬休みの安全指導 ②安全点検
給食指導		○正しい食事のマナーについて確認しよう	○季節の食べ物について知ろう	○冬の栄養と健康について考えよう
体育指導		①秋季大運動会 ②基礎体力の養成	①基礎体力の養成	①持久走大会 ②基礎体力の養成
防火防災			①全国火災予防運動の推進 ②消防組合・消防設備会社への連絡 ③避難訓練（火災対応）	
環境 衛 生	環境	①石ころ、危険物拾い ②清掃点検	①清掃点検	①清掃用具の点検・整備 ②大掃除 ③清掃点検 ④校内美化週間
	緑化	①一人一鉢の準備、草花の仮植、球根類の植付け	①春咲き草花の定植	①冬休み中の水かけ当番計画の作成 ②水かけ当番の指導
生徒会活動		目の愛護デーポスター	文化祭	
学校安全に関する組織活動（研修含む）		・遠足・集団宿泊的行事における安全管理についての研修		・校外指導・危険箇所点検（PTA生活部との連携） ・教職員、保護者の街頭指導

月		1	2	3
保健目標		風邪の予防に努めよう。	心の健康に努めよう。風邪の予防に努めよう。	1年間の健康生活の反省をしよう。
保健行事		風邪予防週間		
保健指導		①健康観察 ②防寒や換気の指導 ③望ましい生活リズムの確立 ④風邪予防 その4	①健康観察 ②風邪予防 その5	①健康観察 ②年間の反省 ③耳の健康
安全指導		①安全点検	①安全点検	①遠足等の安全指導 ②安全点検 ③春休みの安全指導 ④年間の反省
給食指導		○食品の生産から消費までを知ろう	○給食に対する感謝の気持ちをもとう	○一年間の反省をしよう
体育指導		①次年度の計画 ②基礎体力の養成	①なわとび発表会 ②基礎体力の養成	①年間の反省 ②基礎体力の養成
防火防災		①年間の反省	①防火防災施設・器具の点検と整備	①火元責任者カードの回収
環境衛生	環境	①清掃点検 ②清掃用具の配布 ③反省と次年度の計画	①清掃点検	①大掃除 ②清掃用具の整備、補充 ③清掃点検 ④校内美化週間
	緑化	①花園の補植と手入れ（卒業式に向けて）	①一人一鉢の世話	①卒業式準備 ②育苗計画の検討 ③春休み中の水かけ当番計画の作成
生徒会活動		風邪予防啓発	風邪予防啓発	年間反省 次年度の計画
学校安全に関する組織活動（研修含む）		・教職員、保護者の街頭指導	・教職員、保護者の街頭指導	・校外指導・危険箇所点検（PTA生活部との連携）

保護者への引渡カード

緊 急 時 引 き 渡 し カ ー ド				日置市立伊集院中学校							
学年・組・氏名		年 組 児童生徒名 (男 女)									
住 所		〒									
保 護 者 名		本人との関係 ()	自宅電話								
			自宅以外の電話名称等	()							
			携帯電話								
本校在学兄弟等	年 組 氏名		年 組 氏名								
	年 組 氏名		年 組 氏名								
緊急時の引受人 (学校に迎えに来る人・保護者以外の人も含む)											
順	引受人氏名	本人との関係	電話番号 (携帯等、緊急時に連絡がつく番号)	電話連絡以外の連絡方法 (携帯メールアドレス等)							
1			(固定電話等)								
			(携帯電話等)								
2			(固定電話等)								
			(携帯電話等)								
3			(固定電話等)								
			(携帯電話等)								
4			(固定電話等)								
			(携帯電話等)								
5			(固定電話等)								
			(携帯電話等)								
■以後は、緊急引き渡し時に、関係者が記入します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>引 受 人</th> <th>引き渡した時間</th> <th>引き渡した職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						引 受 人	引き渡した時間	引き渡した職員		月 日 時 分	
引 受 人	引き渡した時間	引き渡した職員									
	月 日 時 分										
児童 保護者の 今後の動き		(今後の避難先や連絡先 など)									
☐ 今後の学校の対応や連絡先等を示した文書等を渡します。				(引受人署名)							

緊急時の連絡先一覧

機 関 名	電話番号 FAX 番号	所 在 地
日置市教育委員会	0 9 9 - 2 4 8 - 9 4 3 1 0 9 9 - 2 7 2 - 3 1 4 5	日置市郡 1 丁目 1 0 0 番地
日置市役所総務課	0 9 9 - 2 4 8 - 9 4 0 1	日置市郡 1 丁目 1 0 0 番地
鹿児島教育事務所	0 9 9 - 8 0 5 - 7 4 0 9 0 9 9 - 8 0 5 - 7 4 0 3	鹿児島市小川町 3 - 5 6
鹿児島県教育委員会	0 9 9 - 2 8 6 - 2 1 1 1	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1
日置警察署	0 9 9 - 2 7 3 - 0 1 1 0	日置市徳重 2 3 - 3
日置市消防本部消防署	0 9 9 - 2 7 2 - 0 1 1 9 0 9 9 - 2 7 3 - 5 8 6 9	日置市徳重 1 2 8
伊集院中央公民館	0 9 9 - 2 7 3 - 1 9 1 9	日置市伊集院町郡 1 - 1 0 0
伊集院中央図書館	0 9 9 - 2 7 3 - 6 8 8 6	日置市伊集院町下谷口 1 8 5 8
伊集院地区公民館	0 9 9 - 2 7 3 - 0 3 1 5	日置市伊集院町下谷口 1 8 6 0
本庄病院	0 9 9 - 2 7 3 - 2 1 3 5	日置市日置市伊集院町下谷口 1 9 4 2
じんごあん整形外科内科 クリニック	0 9 9 - 2 7 2 - 5 1 5 1	日置市伊集院町下谷口 2 1 2 2
飯牟礼小学校	0 9 9 - 2 7 3 - 2 5 8 0	日置市伊集院町飯牟礼 1 0 4 9 - 1
伊集院小学校	0 9 9 - 2 7 3 - 4 8 5 2	日置市伊集院町下谷口 1 8 3 6 - 1
伊集院幼稚園	0 9 9 - 2 7 3 - 1 2 8 0	日置市伊集院町下谷口 1 5 2 0
環境放射線監視センター	0 9 9 6 - 2 0 - 2 2 3 0 0 9 9 6 - 2 3 - 8 0 0 0	薩摩川内市若松町 1

校区の自治会避難先一覧

番号	自治会	バス避難 集合場所	自治体	避難施設	住所
1	城山	伊集院小学校	城山	坊野部消防詰所 旧坊野上公民館 旧高田公民館 旧田代野公民館	日置市吹上町田尻 4710-5 日置市吹上町永吉 8912 日置市吹上町永吉 10769-2 日置市吹上町田尻 4640-2
2	荒瀬	伊集院小学校	荒瀬	上和田公民館 中和田公民館 下和田公民館	日置市吹上町和田 3083 日置市吹上町和田 2333-1 日置市吹上町和田 569-1
3	小城	伊集院小学校	小城	旧久志小学校	南さつま市坊津町久志 4358
4	瀬戸内	伊集院小学校	瀬戸内	久志地区第1体育館 久志地区第2体育館 旧久志中学校 旧久志小学校	南さつま市坊津町久志 4358 南さつま市坊津町久志 2417 南さつま市坊津町久志 2417 南さつま市坊津町久志 4358
5	徳重東	日置市中央公民館	徳重東	坊津学園体育館	南さつま市坊津町泊 8748
6	郡上	日置市中央公民館	郡上	清原地区体育館	南さつま市坊津町泊 6068-3
7	郡内	日置市中央公民館	郡内	赤生木小学校体育館	南さつま市笠沙町赤生木 275
8	宮脇	日置市中央公民館	宮脇	旧栗野小学校 栗野地区公民館	南さつま市坊津町坊 2316 南さつま市坊津町坊 2352-1
9	中福良	日置市中央公民館	中福良	小湊地区公民館 大笠中学校体育館	南さつま市加世田小湊 8504-1 南さつま市大浦町 24524
10	平古	日置市中央公民館	平古	坊津学園体育館	南さつま市坊津町泊 8748
11	郡下	日置市中央公民館	郡下	栗野地区体育館 旧清原小学校	南さつま市坊津町坊 2316 南さつま市坊津町泊 6068
12	大田上		大田上	伊集院地区公民館	日置市伊集院町下谷口 1860
13	大田中		大田中	伊集院武道館	日置市伊集院町下谷口 1784
14	大田下	伊集院小学校	大田下	伊集院武道館 麓東公民館 向江町公民館	日置市伊集院町下谷口 1784 日置市伊集院町下谷口 2324-20 日置市伊集院町下谷口 2107
15	久木野々	伊集院小学校	久木野々	朝日ヶ丘公民館	日置市伊集院町猪鹿倉 550-17
16	寺脇	伊集院小学校	寺脇	鹿兒島城西高等学校公民館 中央通公民館 猪鹿倉公民館 清藤公民館	日置市伊集院町清藤 1398 日置市伊集院町下谷口 1838-2 日置市伊集院町猪鹿倉 48-1 日置市伊集院町清藤 1322-5
17	立野	日置市中央公民館	立野	赤生木小学校体育館 笠沙小学校体育館 赤生木地区公民館 笠沙地区公民館	南さつま市笠沙町赤生木 275 南さつま市笠沙町片浦 14895 南さつま市笠沙町赤生木 274 南さつま市笠沙町片浦 14895

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

アレルギー
症状がある
(食べ物の関与
が疑われる)

原因食物を
食べた
(可能性を含む)

原因食物に
触れた
(可能性を含む)

＜発見者が行うこと＞

- 1 子供から目を離さない, 1人にしない
- 2 助けを呼び, 人を集める
- 3 エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する

A 施設内での役割分担

＜アレルギー症状＞

全身の症状

- ・意識がない
- ・意識もうろう
- ・ぐったり
- ・尿や便を漏らす
- ・脈がふれにくい
- ・唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ・声がかすれる
- ・犬が吠えるような咳
- ・のどや胸が締め付けられる
- ・咳
- ・息がしにくい
- ・ゼーゼー, ヒューヒュー

消化器の症状

- ・腹痛
- ・吐き気, 嘔吐
- ・下痢

皮膚の症状

- ・かゆみ
- ・じんま疹
- ・赤くなる

顔面・目・口・鼻の症状

- ・顔面の腫れ
- ・目のかゆみや充血, まぶたの腫れ
- ・くしゃみ, 鼻水, 鼻づまり
- ・口の中の違和感, 唇の腫れ

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？

5分以内に判断する

B 緊急性の判断と対応B-1参照

ない

ある

C 緊急性の判断と対応B-2参照

- 1 ただちにエピペン®を使用する
- 2 救急車を要請する(119番通報)
- 3 その場で安静にする
- 4 その場で救急隊を待つ
- 5 可能なら処方されている内服薬を飲ませる

C エピペン®の使い方

D 救急車要請のポイント

反応がなく呼吸がない



心肺蘇生を行う

E 心肺蘇生法とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または安静に
できる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し, 症
状チェックシートに従い判断
し, 対応する
緊急性の高いアレルギー症
状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

鹿児島県教育委員会

A

学校（園）内での役割分担

それぞれが役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行う

管理・監督者（園長・校長など）

- ☐ 現場に到着次第、リーダーとなる
- ☐ それぞれの役割の確認及び指示
- ☐ エピペン®の使用又は介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

発見者「観察」

- ☐ 子供から離れず観察
- ☐ 助けを呼び、人を集める（大声または他の子供に呼びに行かせる）
- ☐ 教職員A、Bに「準備」「連絡」を依頼
- ☐ 管理者が到着するまで、リーダー代行となる
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 薬の内服介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教職員 A 「準備」

- ☐ 「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を持ってくる
- ☐ エピペン®の準備
- ☐ AEDの準備
- ☐ 内服薬の準備
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

教職員 B 「連絡」

- ☐ 救急車を要請する（119番通報）
- ☐ 管理者を呼ぶ
- ☐ 保護者への連絡
- ☐ さらに人を集める（校内放送等）

教職員 C 「記録」

- ☐ 観察を開始した時刻を記録
- ☐ エピペン®を使用した時刻を記録
- ☐ 内服薬を飲んだ時刻を記録
- ☐ 5分ごとに症状を記録

教職員 D～F 「その他」

- ☐ 他の子供への対応
- ☐ 救急車の誘導
- ☐ エピペン®の使用または介助
- ☐ 心肺蘇生やAEDの使用

B

緊急性の判断と対応

- ★ アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
- ★ 迷ったらエピペン®を打つ！ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便をもらす
- ☐ 脈がふれにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する（がまんできない）おなかの痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでも当てはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

1 ただちにエピペン®を使用する！

➡ **C** エピペン®の使い方

2 救急車を要請する(119番通報)

➡ **D** 救急要請のポイント

3 その場で安静にする(下記の体位を参照)
立たせたり、歩かせたりしない！

4 その場で救急隊を待つ

5 可能なら内服薬を飲ませる

内服薬を飲ませる

保健室または安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う ➡

E 心肺蘇生とAEDの手順

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため
仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、嘔吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、
体と顔と横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし、
後に寄りかからせる

C

エピペン[®]の使い方

★ それぞれの動作を声に出し、確認しながら行います

1 ケースから取り出す。



ケースのカバーキャップを開け、
エピペン[®]を取り出す

2 しっかり握る。



オレンジ色のニードルカバーを下に
向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

3 安全キャップを外す。



青い安全キャップを外す

4 太ももに注射する。



太ももの外側にエピペン[®]の先端
（オレンジ色の部分）を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あて、そのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！

5 確認する。



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離し、オレ
ンジ色のニードルカバーが伸びてい
るか確認する

伸びていない場合は「4に戻る」

6 マッサージする。



打った部分を10秒間、マッサージ
する

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝
をしっかりと押さえ、動かないように固定
する

注射する部位

○衣類の上から、打つことができる
○太ももの付け根と膝の中央部で、
かつ真ん中（A）よりやや外側に
注射する

仰向けの場合



座位の場合



D

救急要請(119番通報)のポイント

- ★ あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える
- ★ 119番をダイヤルする(携帯電話の場合は、携帯電話からかけていることを告げる)



火事ですか？
救急ですか？

救急です



1 救急であることを伝える



住所はどこですか？

()市()町
()丁目()番地
()号の()学校で
す



2 救急車に来てほしい住所を伝える

住 所：

学 校 名：

電話番号：

※あらかじめ必要事項を記載しておく



どうしましたか？

3年生の男子児童が給
食を食べた後、呼吸が
苦しいと言っています



3 「いつ、だれが、どうして、
現在どのような状況なのか」を
分かる範囲で伝える

※ エピペン®の処方及び使用の
有無を伝える



あなたの名前と連絡先
を教えてください

私の名前は()です
電話番号は()です



4 通報している教職員の氏名と
連絡先を伝える

※ 119番通報後も連絡可能な電話
番号を伝える



5 救急車を誘導する教職員を校門等へ向かわせる

向かっている救急車から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることもある

○通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく

○その際、救急隊が到着するまでの救急処置の方法などを必要に応じて聞く

E

心肺蘇生とAEDの手順

★ 強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

★ 救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段どおりの呼吸や目的のある仕草が認められるまで、心肺蘇生を続ける

1 反応の確認

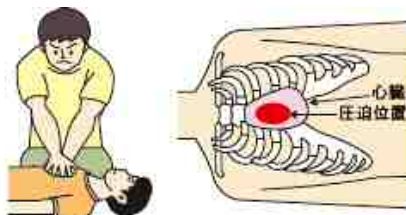
肩を叩いて大声で呼びかける
乳幼児では足の裏を叩いて呼びかける

反応がない！

2 通報

119番通報とAEDの手配を頼む

【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く(胸の厚さの約1/3)
- ◎速く(少なくとも100回/分)
- ◎絶え間なく
(中断を最小限にする)
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

3 呼吸の確認

10秒以内に胸とお腹の動きを見る



【人工呼吸のポイント】

- 息を吹き込む際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

普段どおりの呼吸をしていない！

※ 普段どおりの呼吸をしているようなら、観察を続けながら救急隊の到着を待つ

4 必ず胸骨圧迫！ 可能なら人工呼吸！

30:2

ただちに胸骨圧迫を開始する
人工呼吸の準備ができ次第、可能なら人工呼吸を行う



【AED装着のポイント】

- ◎電極パットを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パットを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パットを貼る
なければ成人用電極パットで代用する

【心電図解析のポイント】

- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

5 AEDのメッセージに従う

電源ボタンを押す
パッドを貼り、AEDの自動解析に従う



【ショックのポイント】

- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

F

症状チェックシート

- ★ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ★ の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン®を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン®を使用した時刻(時 分)

全身の症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈がふれにくい又は不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が
1つでも当てはまる場合

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

- 1 ただちにエピペン®を使用する
- 2 救急車を要請する(119番要請)
- 3 その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- 4 その場で救急隊を待つ
- 5 可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応(B-2)

**ただちに
救急車で搬送**

- 1 内服薬があれば飲ませ、エピペン®を準備する
- 2 速やかに医療機関を受診する(救急車の要請も考慮)
- 3 医療機関に到着するまで、5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでも当てはまる場合、エピペン®を使用する

**速やかに
医療機関を受診**

- 1 内服薬があれば飲ませる
- 2 少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

**安静にし
注意深く経過観察**

緊急時に備えるために

- 1 各学校(園)においては、下記について協議する委員会(アレルギー疾患対応検討委員会等)を設置する
 - (1) アレルギー緊急時対応マニュアル(校内用)の作成と共通理解
 - (2) アレルギー対応が必要な児童生徒の個別支援プランの作成と共通理解
 - (3) 職員の役割分担の確認
- 2 緊急時の対応等を含めたアレルギーに関する職員研修を毎年実施する
- 3 緊急対応が必要になる可能性がある児童生徒がいる場合は、生活管理指導表(アレルギー疾患用)や個別支援プランを確認するとともに、保護者や主治医からの情報等を全職員で共有する
- 4 緊急時にエピペン[®]等を確実に使用できるように、管理方法を決めるとともに、全職員で共通理解を図る
- 5 「症状チェックシート」(F)は複数枚用意して、症状を観察する時の記録用紙として使用する
- 6 エピペン[®]や内服薬を処方されていない(持参していない)児童生徒への対応が必要な場合も、基本的には「アレルギー症状への対応の手順」に従って判断する。その場合、「エピペン[®]使用」及び「内服薬を飲ませる。」の項は飛ばして、次の項に進んで判断する

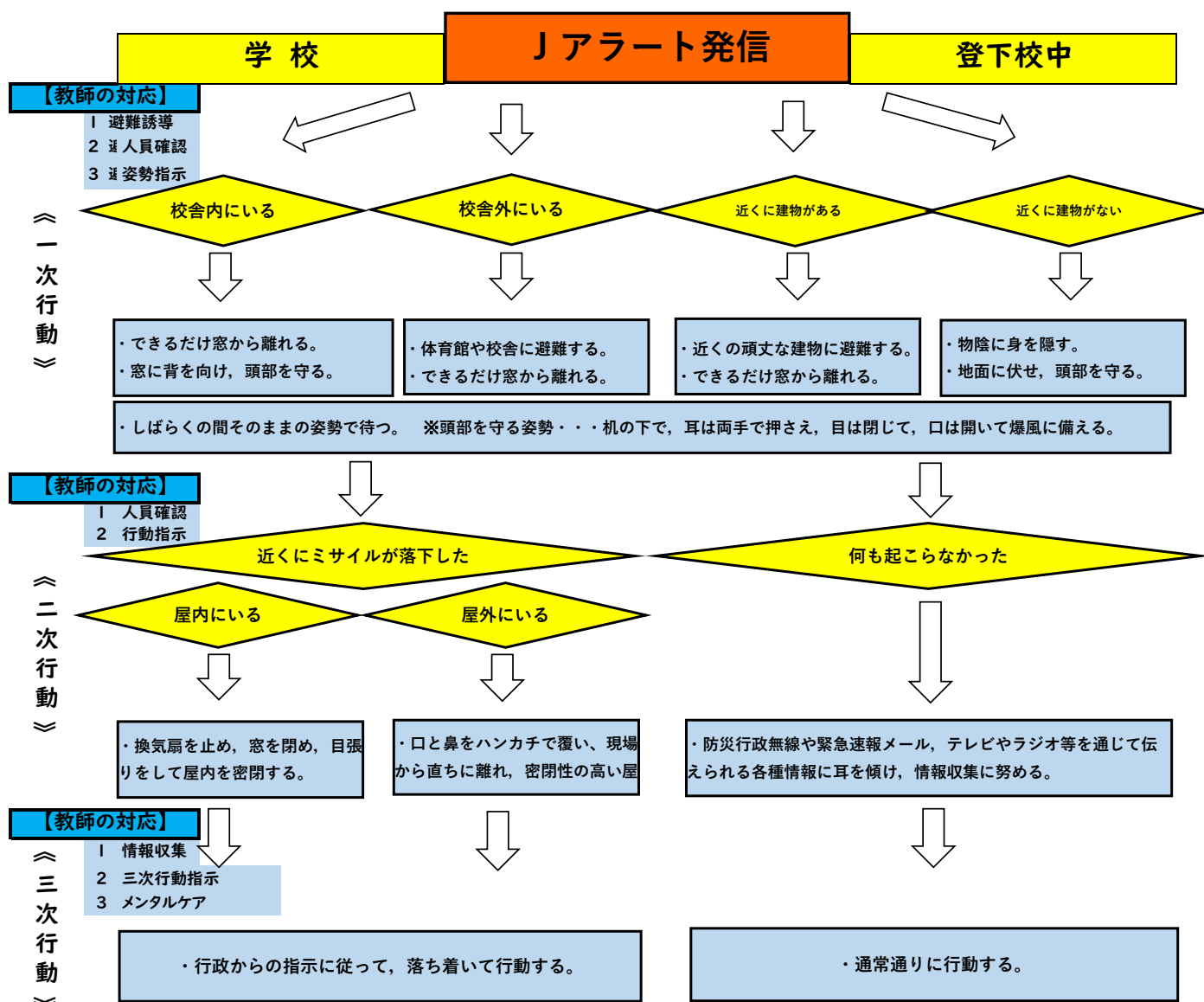


このマニュアルは東京都の許諾を得て、東京都健康安全研究センター発行の食物アレルギー緊急時対応マニュアルを掲載しています。【承認番号26健研健第1311号】

Jアラート(全国瞬時警報システム)等を通じて緊急情報が発信された際の対応について

日置市立伊集院中学校

北朝鮮による弾道ミサイル発射によりJアラートが発信された場合、Jアラート発信からミサイル落下まで数分程度しか命を守る時間はありません。そこで、次のような行動例を基本にして、状況に応じて行動し自分の命を守りましょう。



伊集院中学校「安全マップ」

図中の☆は、「子ども110番の家」協力店①～⑪

「子ども110番の家」
黄と緑ののぼり看板が目印です。
通学路近くの110番の家を確認しましょう。

空き家、空き地、
防空壕等、池、川
立ち入り禁止

◇登下校時の心得◇

- ・歩行者は右側通行
- ・自転車は左側通行
- ・狭い道路は一列で通行しましょう。(並進厳禁)

不審者に
遭遇したら『いかのおすし』の約束を守ろう。

- ◇いか 知らない人についていかない。
- ◇の 知らない人の車にのらない。
- ◇お 危険な時には、おおきな声を出す。
- ◇す すぐに逃げる。
- ◇し 大人に知らせる。

※ 車のナンバーや不審者の特徴(服装や身長、年齢)を覚えて、その日の内に学校へ連絡しましょう。

自転車通学生・歩道通行可
スピード出し過ぎ注意

水難事故防止に努めよう
交通事故防止に努めよう

写真で分かる危険場所、立ち入り禁止場所



宮脇へのバイパス



梅之橋付近水堰



大田大橋付近



門松GS横水門



新清藤橋付近



四郎園踏切



下池・古池・上池



本平～四郎園路肩注意



下方限橋近く川



市内神之川・増水時危険

通学路における危険箇所①～⑱

- | | | |
|----------------|---------------------|------------------|
| ① 街灯少なく見通し悪い | ⑦ 外灯がなく、暗い見通し悪い | ⑬ 交通量が多い、横断注意 |
| ② 暗く見通しが悪い | ⑧ ガードレールがなく危険 | ⑭ 道路が広くなり交通量増 |
| ③ 大田～寺脇夜間暗い | ⑨ 八久保団地交差点鋭角歩道狭い | ⑮ 城西グラウンド付近、外灯なし |
| ④ トンネル内外灯なし | ⑩ 八久保団地急下り坂T字路見通し悪い | ⑯ 外灯なし |
| ⑤ トンネル人目につきにくい | ⑪ 交通量の多い横断歩道 | ⑰ 外灯なし |
| ⑥ ニシムタ周辺道幅狭い | ⑫ 川畑～四郎園外灯と人通り少ない | ⑱ 外灯なし |

暗いところに

★⑱ 中学校下、伊集院幼稚園近く

自転車通学生の**最も危険な場所①⑨**(事故多発地点)



平成30年5月、同じ場所で、同じ時間帯(16:30~17:00)に、2週続けて、2回連続の事故が発生しています。

自転車通学生には、学校の裏門から①⑨交差点までは、急な下り坂で見通しが悪いカーブが続くことから、**自転車に乗らず、降りて押して行くよう**に指導しているところです。

自転車通学生は、ルールをしっかりと守り、危険をしっかりと予知しながら運転をしてください。

もし、①⑨付近をルールを守らず、自転車に乗車して下校している生徒がいましたら注意していただくとともに、伊集院中学校 ☎099-273-4851までお電話ください。



中学校裏門下り坂上



中学校裏門下り坂下



下り坂の見通しの悪い交差点です。